

第九十四回
国会

参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和五十六年四月二十一日(火曜日)

午後二時四分開会

委員の異動

四月九日

神谷信之助君

補欠選任 佐藤 昭夫君

四月十日

井上 孝君

補欠選任 田原 武雄君

四月十三日

佐藤 昭夫君

補欠選任 下田 京子君

四月十六日

西ヶ久保重光君

補欠選任 村沢 牧君

四月十七日

岡部 三郎君

補欠選任 永野 嚴雄君

四月十八日

永野 嚴雄君

補欠選任 岡部 三郎君

四月十九日

戸叶 武君

補欠選任 坂倉 藤吾君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

○蚕糸砂糖類価格安定事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月九日、神谷信之助君が委員を辞任され、その補欠として佐藤昭夫君が選任されました。

また四月十日、佐藤昭夫君及び井上孝君が委員を辞任され、その補欠として下田京子君及び田原武雄君が選任されました。

また四月十三日、西ヶ久保重光君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、大蔵委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(井上吉夫君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

蚕糸砂糖類価格安定事業団法案の審査のため、

本日、日本蚕糸事業団理事長松元威雄君、日本蚕糸事業団労働組合執行委員長羽田有輝君、糖価安定事業団理事長岡安誠君及び糖価安定事業団労働組合執行委員長芝田頭君の出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上吉夫君) 蚕糸砂糖類価格安定事業団法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。亀岡農林水産大臣。

○農務大臣(亀岡高夫君) 蚕糸砂糖類価格安定事業団法案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

わが国蚕糸業は、伝統的産業として国民生活に深く根差しており、また、蚕糸業は、農山村、畑作地帯における基幹作物として定着し、農業経営上重要な複合部門の一つとして農家経済及び地域社会に大きく寄与しているところであります。

しかしながら、繭及び生糸は景気の変動等経済事情による価格の変動が激しく、蚕糸業の経営の安定を図るためには、繭糸価格の安定が欠くことのできない課題であります。

このため、日本蚕糸事業団が、昭和四十一年に設立され、これまで生糸の買い入れ、売り渡し等の業務を実施してきたところであり、また、最近におきましては、世界的な生糸、絹の過剰基調のもとで生糸の一元輸入業務の実施を通じ、繭糸価格の安定を図ってまいったところであります。

一方、砂糖は、国民生活上重要な物資であり、また、砂糖の原料作物であるてん菜及びサトウキビは、それぞれ、北海道または鹿児島県南西諸島

及び沖繩県における農業の基幹作物であるところから、砂糖の価格の安定と甘味資源作物の生産の振興を図ることが農政上の重要な課題であります。

しかしながら、砂糖は国際的な相場商品であつて価格の変動が激しく、国内糖価もこれに連動して変動しやすい関係にあります。かかる国内糖価の変動は、国民生活の安定に悪影響を及ぼすのみならず、国内産糖製造業の健全な発展を阻害し、甘味資源作物農家の経営に大きな打撃を与えるおそれがあります。

このような問題に対処するため、昭和四十年に糖価安定事業団が設立され、輸入糖の価格調整と国内産糖の価格支持を行うことにより、砂糖の価格の安定と国内産糖製造業の健全な発展を図るとともに、甘味資源作物農家の所得の確保と国民生活の安定に寄与してまいつたところであります。

このように、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団が行つております業務は、わが国農業の発展等に欠くべからざるものであり、今後ともその重要性はますます増していくものと考えておりますが、現下の重要政策課題である行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を進めるといふ観点から、両事業団を統合することとし、今回この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を解散し、新たに蚕糸砂糖糖類価格安定事業団を設立することであり、

新事業団は、解散する両事業団の一切の権利及び義務を承継するとともに、これまで両事業団が実施してきた業務をそのまま引き続き行ふこととしております。

第二に、役員につきましては、日本蚕糸事業団と糖価安定事業団の役員は合わせて常勤役員十二人、非常勤役員五人でございまして、新事業団では、常勤役員九人、非常勤役員三人とすることとしております。

その他、財務及び会計に関する規定を整備するとともに、両事業団の統合に伴う経過措置等を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(井上吉夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

次に、本日は、参考人の方々に御出席を願つておりますので、御意見を承ることといたします。この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙のところ、当委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を伺いたしまして、今後の委員会の審査の参考にさせていただきますと存じます。よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。御意見を述べ願ひする時間はお一人十五分程度とし、その順序は、松元参考人、羽田参考人、岡安参考人、芝田参考人といいたします。参考人の御意見の開陳が一応済みした後で、委員からの質問がありましたらお答えをお願いいたします。

それでは、松元参考人からお願いいたします。

○参考人(松元威雄君) 日本蚕糸事業団の理事長の松元でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

蚕糸砂糖糖類価格安定事業団法案につきまして意見を申し上げます。

このたび、行政改革の一環として、日本蚕糸事業団と糖価安定事業団とを統合して蚕糸砂糖糖類価格安定事業団とするということで本法案が国会に提出される運びとなつたわけでありますが、私は、この蚕糸砂糖糖類価格安定事業団の成立のときにおいて解散することとされております日本蚕糸事業

団の立場において若干申し上げたいと存じます。日本蚕糸事業団は、昭和四十一年、それまでの日本蚕糸事業団と日本輸出生糸保管株式会社とを統合して設立されたものであり、繭及び生糸の価格変動を小範囲にとどめ、適正な水準に安定させるための生糸の買い入れ、売り渡し、委託を受けて行う乾繭の売り渡し等の業務を行うこととされました。

その後主要な改正として、昭和四十四年に糸価安定特別会計から異常変動防止措置を承継し、日本蚕糸事業団が繭及び生糸の価格の異常変動の防止に関する措置と、繭及び生糸の価格の中間安定に関する措置との二つの業務を担当することとなり、次いで昭和四十七年に生糸の一元輸入措置が創設され、四十九、五十年と実施した後、五十二年にこれを当分の間実施することに改められました。また五十四年には、蚕糸業振興資金を設置し、それを財源として従来から行つてきた蚕糸業の振興に資するための事業に助成する、いわゆる助成事業の円滑な実施を図ることとされました。

以上のような繭糸価格安定制度の改正を受けまして、日本蚕糸事業団は、繭及び生糸の価格について、安定価格帯を超える異常な変動を防止するとともに、安定価格帯の相当な水準において価格の安定を図るため、生糸の買い入れ、輸入、売り戻し及び売り渡し、繭の保管に要する経費の助成、委託による乾繭の売り渡し等の業務を行つてまいつたのであります。その間、四十三年、四十六年には、糸価の低落に対処して国産糸の買い入れを行い、さらには四十九年には、石油ショック後の需要の減少、外国産生糸の輸入の増大による糸価の低落に対処するため、生糸の一元輸入制度を奨励するとともに、国産糸の大量の買い入れを行つて糸価の安定を図つたのであります。その後、国産糸の買い入れ、外国産生糸の輸入、売り渡しの操作によって価格の安定を図つてまいつたのであります。五十四年以降は、需要の減少、外国産の生糸、絹糸、絹織物の流入という厳しい事態のもとで、事業団が国産糸を大量に買い入れ

るとともに、輸入した外国産生糸の売り渡しを停止することによって価格を支えているという状況にあります。

このように、日本蚕糸事業団は、これまで繭糸価格安定制度の実施機関として蚕糸業の経営の安定に資するため、繭及び生糸の価格安定の機能を果たしてまいつたのであります。昨今の蚕糸業を取り巻く厳しい情勢のもとで、その任務はますます重要となっております。

このたび、現下の重要政策課題である行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を進めるといふ観点から、日本蚕糸事業団と糖価安定事業団とを統合して蚕糸砂糖糖類価格安定事業団とするというところでこの法律案が提出されることになったのであります。私といたしましては、この趣旨に即して統合が行われるようにするにとともに、統合後、新事業団によって従前の業務が適確かつ効率的に行われるようにしなければならぬと考えております。

法案によりまして、新事業団の業務は、従来両事業団が実施してまいりました業務を引き続き行うというところで、繭及び生糸の価格について、異常変動の防止及び安定価格帯の中での相当な水準における価格の安定、いわゆる中間安定を図るため、生糸の買い入れ及び売り渡し、外国産生糸の一元輸入、繭の保管に要する経費の助成等の業務を行うこととされておられ、また新事業団の財務会計につきましては、繭糸価格の異常変動防止に関する業務及び中間安定等に関する業務、並びに糖価安定に関する業務ごとに勘定を設け、経理を区分することになっており、日本蚕糸事業団に対する政府及び民間出資はそのまま新事業団に対する出資として引き継ぎ、蚕糸関係の勘定で経理することになっておりますので、蚕糸関係の業務が従来どおり行われることは明確なわけであります。したががいまして、これに基づき、この業務が適確かつ効率的に行われるよう所要の組織を整備する等しなければならぬと考えます。

職員につきましては、統合によって不安を抱か

せることがないよう、雇用の確保、健全な労使関係の維持等について十分配慮しなければならぬと存じます。

このように、蚕糸関係の業務は従来どおり行われるわけでありませんが、これが新事業団によって効率的に行われるようにしなければならぬと存じます。

両事業団の業務は、畑作物関係の価格安定、輸入の調整に関する業務ということで類似性がありますが、法案によりすると、行政改革の趣旨に沿って役員の数も削減されることになっておりますし、そのほか、今後における組織及び人員の活用等により、業務の効率的な遂行が図られることを期待する次第であります。

時あたかも、蚕糸業はきわめてむずかしい事態に際してあり、繭糸価格安定のための蚕糸事業団の機能は関係者の重大な関心事になっております。したがって、この法案で日本蚕糸事業団が従来実施してまいりました業務が新事業団で引き続き行われることは明確になっているわけでありませんが、従来蚕糸事業団が果たしてきた機能がいささかも損なわれることなく発揮されるよう運営していかねばならないと存じます。

以上をもつて私の意見開陳といたします。ありがとうございます。

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。次に、羽田参考人をお願いいたします。羽田参考人。

○参考人(羽田有輝君) 私、日本蚕糸事業団労働組合執行委員長としております羽田でございます。

このたびの蚕糸砂糖類価格安定事業団法案の審議に当たりまして、日本蚕糸事業団労働組合を代表して御意見を申し上げます。

まず、行政改革そのものについてであります。行政機構の適正な整理簡素化を行い、国民の要望にこたえる適正な行政改革を積極的に推進するというこの意義につきましては、国の財政硬

直化という状況の中で何ら異論を申し上げることはございませんが、このたびの日本蚕糸事業団と糖価安定事業団の統合につきましては、その決定の経緯から申しまして、私どもにとりましていまだに納得のいかないものであるというところであります。俗な言葉で申し上げることはどうかと思いますが、単なる数合わせであり、かつ、あたかも木に竹を接ぐような統合であるということでもあります。この木に竹を接ぐということにつきましては、当初私もが申したことではなく、労使の交渉の場におきまして使用者側の発言の中にあつた言葉でもありますし、私どもが聞き及ぶところによりますと、そのような認識が一般的であろうかと思ひます。

もう少し具体的に私どもの考えを申し上げますと、まず第一点は、日本蚕糸事業団と糖価安定事業団の統合は、今回の行政改革の目的であります。政府の財政硬直化打開の趣旨に全くそぐわないものであるということであります。すなわち、日本蚕糸事業団は、設立時に出資された資本金をもとに、その運用をもつて運営されてきておりますし、また、今後ともこの方針に変更があるとは思えないことから、日本蚕糸事業団を糖価安定事業団と統合させたからといって何ら国の財政支出が軽減されるものではありません。

第二点は、統合される両事業団の業務内容が異質な性格を持つてゐるということであります。すなわち、日本蚕糸事業団は、生糸の価格安定を行うことによつて、生糸の原料である繭の価格を安定させ、生産者及び製糸業者等の経営安定を図るとともに、繭及び生糸の生産流通並びに需要増進に対する助成を行うことが主な仕事です。非常に複雑多岐な、高度で専門的な仕事を行つてきております。このことは、ひいては国民の衣料素材である絹の供給を安定させており、需要量の大半は国内産で賄ひ、不足分を輸入でもつて調整してあります。一方、糖価安定事業団については、需要に占める割合の少ない国内産糖の価格安定と需要量の大半を占める輸入糖の価格調整を主な仕事

としております。したがって、単に同じ価格安定の業務といつても、二つの事業団を取り巻くその環境は全く異なり、生産地盤において繭の生産が関東、東山の火山灰地帯を主産地としているのに対して、砂糖の原料でありますサトウキビが沖縄及び鹿児島、また、てん菜が北海道においてしか生産されてないという地域特性があります。また、両事業団の現在置かれてゐる関係業界も、食物業界と着物業界というように、全く異なる業界となっております。

第三点は、日本蚕糸事業団の職員数は現在三十五名でありまして、そこに組織しております私たちが日本蚕糸事業団労働組合の組合数はわずか二十二名であります。また、糖価安定事業団につきましても、統合案について閣議決定が行われました昭和五十四年十二月時点においては労働組合が結成されておらなかったやに聞いております。したがって、私どもといたしましては、このたびの行政改革の一環としての統合案の決定に当たりましては、その事業団の果たしている役割、機能及びその背景を考慮せず、弱いところにその不合理性のしわ寄せが来たのではないかと考えざるを得ないということでありまして、労働者の犠牲の上に行政改革というものが推し進められてゐるのではないかと危惧するところであります。

一方、日本蚕糸事業団を取り巻く諸情勢に目を転じてみますと、わが国の社会経済構造の変化並びに国際環境の変動に伴ひまして、当然、行政における機能の積極的な対応が切実に要請されてゐるにもかかわらず、日本蚕糸事業団の在庫は十四万八千俵の多きに上り、この滞貨の処理は、日本蚕糸事業団にとつてはもとより、広く蚕糸絹業界にとりましてもまことに重大かつ緊急を要する課題であらうかと考えます。その一つの証拠といたしまして、現在、生糸価格は本来制度として守るべき基準価格を大きく下回つて推移しておりまして、このことは、単に事業団生糸在庫の大量に上るその重圧についてのみ反映されたものであるわけではなく、その背後にありまします制度に対する不

安といひますか、信頼感の欠如といひますか、いわゆるそういうものを反映してゐるものと考えます。

したがって、このような状況の中で、最近の財政硬直化の名のもとに、先ほど申し上げました単なる機械的な数合わせの統合を行いますことは、いまこそ日本蚕糸事業団の持つてゐる機能を最も効率的かつ円滑に発揮させて問題の処理に当たらなければならぬこの時期に、無用の混乱を招き、単に事業団だけの問題にとどまらず、価格安定制度そのものに対する不安を一層つらせ、混乱をさらに大きくするばかりではなく、わが国の蚕糸絹業界に与える影響は大きいものがあると強く危惧するところであります。

次に、統合を前提として日本蚕糸事業団に働く私どもの雇用や労働条件の問題について意見を申し上げます。

まず第一点は、雇用の継続及び労働条件の承継についてであります。私ども労働組合と使用者である事業団当局との間における統合に当たつての労働条件に関する団体交渉経過について申し上げますと、本年一月二十六日に現在の労働条件について確認を行い、さらにその後二月末において、統合時における職員の雇用関係はそのまま引き継ぐこと及び労使間で取り交わした確認事項等により、職員が現に受けてゐる労働条件のすべては新事業団への移行に当たつてそのまま承継するという文書確認を行つてきています。しかし、これらの確認を行つた事業団当局が新事業団の当事者であるかどうか未定であるという私どもの不安があります。ですから、私どもとしては、二月末の確認書をもつて新事業団に引き継がれるとともに、これまでどおり労働諸条件が維持向上を図られるよう、この機会に十分審議していただきたいと考えます。

第二点は、両事業団の労働条件等はそれぞれそれなりの経緯がありますので、同じ特殊法人といつても、両者に違いがあることは当然であると考へますが、やはり、統合によつて一つの職場で働

くことになる以上、いずれは両者を一本化する
ことが望ましいと考えますので、その辺のことにつ
いては、今後、私も労働者が犠牲にならないと
いう保証がなされた上で労使間の円滑な話し合い
が行われる方向でぜひとも皆様の考えをおま
め願えれば大変ありがたいと考える次第でありま
す。

次に、事業団運営の民主化についてでありま
す。現在、事業団の自立的運営を妨げている要因
の一つは、一般的に言われております天下り人事
であります。公団、事業団等をいわばそれぞれの
外郭団体のようなものにして、特に、上級公務員
の退職後のポストの場として確保するという、い
わゆる天下りとか渡り鳥とか言われるものを見ま
すと、それぞれの官庁人事のしわ寄せが公団、事
業団等特殊法人にきているということは否定でき
ない事実であります。

現在、日本蚕糸事業団におきまして、農林水産
省及び大蔵省の官僚出身者が、理事長を含む役員
を初めとして、一般職員における部長クラスにお
いても大半のポストを占め、かつ、それが世襲化
されており、内部プロパー職員の勤労意欲の低下
を招いている現状にあります。したがって、最大
の危機に瀕したとおり、蚕糸絹業界にとって最大の危
機という現下の情勢に蚕糸事業団が弾力的に対処
するべく、円滑かつ効率的な業務運営が保証され
ますよう、この際、役員を初め幹部職員への天下
り人事を制限し、事業団内部からの人材を登用す
ることを申し上げるとともに、新事業団の設立と
いうものが、監督官庁の天下りポストの拡大に利
用されている向きがあることから、そういったこと
にこのたびの統合が利用されることのないよう
願う次第であります。

最後に、この法案の審議に当たりましては、最
近の蚕糸絹業諸情勢を勘案され、養蚕農家を初め
広く蚕糸絹業に携わっている方々へ将来に対する
展望を与えるものであってほしいと思ひますし、
さらに、そこに働く労働者の生活と権利を守る方
向で審議されますよう強くお願い申し上げます。

参考人としての意見にかえさせていただきます。
○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。

次に、岡安参考人にお願ひいたします。岡安参
考人。

○参考人(岡安誠君) 糖価安定事業団理事長の岡
安でございます。

ただいま御審議いただいております蚕糸砂糖類
価格安定事業団法案に關しまして、糖価安定事業
団の立場から意見を申し上げます。

わが国の砂糖は、戦後、輸入糖について外貨割
り当て制度を採用することによって需給の調整が
行われてまいりましたが、昭和三十八年に粗糖の
輸入自由化が行われたことにより、国内の糖価は
国際糖価の影響をまともに受けることになったの
であります。

元來、砂糖は相場商品と言われ、国際相場の騰
落がきわめて大きく、これによる輸入糖価格の変
動が国内産業及び国民生活に与える影響も少なく
なかったため、この変動を調整し、国内糖価を安
定させるとともに、国内産糖類の価格支持を行う
ことを通じて、甘味資源作物等による農産所得の
確保と国民生活の安定を図るための制度が必要と
なり、昭和四十年六月に、砂糖の価格安定等に關
する法律、いわゆる糖安法が制定されました。

そして、この目的を達成するため、砂糖とブド
ウ糖の買入れ及び売り戻しの業務を行う機関とし
て、昭和四十年八月十九日に糖価安定事業団が
設立されました。

事業団の主な業務は、輸入砂糖の売買業務と国
内産の砂糖の売買業務でございます。

輸入砂糖の売買業務につきましては、輸入申告
者から砂糖を買入れ、直ちに売り戻すわけでござ
います。その際、平均輸入価格の水準に応
じ、安定資金や調整金を徴収したり、または安定
資金を支払うことにより、輸入糖の国内供給価格
を安定上下限価格帯の中に調整することとしてお
ります。

他方、国内産の砂糖の売買業務は、国内産の砂糖

製造事業者の申し込みに応じて買入れ、輸入砂
糖との価格差を調整した価格で直ちに売り戻すわ
けですが、その際生じた売買差額は、国の交付金
と輸入砂糖から徴収した調整金によって充当され
ております。

次に、糖価安定事業団設立以来の、国の内外の
砂糖事情の推移について簡単に申し上げます。

当事業団は、設立以来約十五年余り経過いたし
ておりますが、この間、砂糖は国際的な相場商品
であるという商品特性から、数度にわたる価格の
暴騰、暴落を経験しました。また、需給事情も
大きく変化してまいっております。

一方、国内の動向を見ますと、総需要量は、昭
和四十年当初は年間約二百二十万トン程度であつた
ものが、四十年代半ばごろから急激に増大し、四十
七、八年には三百万トンを突破するほど大幅に増
加いたしました。しかし、その後、いわゆる第一
次石油ショック時の暴騰の影響を受け
て、急激に消費が減退し、昭和四十九年には年間
で約二百二十万トンとなりました。そして、その
後消費は次第に回復基調にありますが、最近はい
わゆる甘味離れ現象のほか、でん粉を原料とする
異性化糖の増加等、甘味料の多様化もあり、砂糖
の消費は減少傾向にあります。

次に、国内産糖について見ますと、北海道で生
産されますてん菜糖につきましては、昭和四十八年
をピークとして一時減少傾向をたどつておりまし
たが、昭和五十二年を境として作付面積が着実に
増大し、五十五年産は六万四千八百ヘクタールに
達し、単収も大幅に増大いたしました。産糖量も
約五十三万トンに達することが予想され、史上最
高を記録しようとしております。

また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県で生産され
ます甘蔗糖につきましては、最近においては作付
面積が若干の増加を示してまいりましたが、単収
については、台風その他の気象災害や病害虫によ
る被害もあり変動しており、産糖量も二十二、三
万トン程度で推移しております。

以上から、国内産糖全体の生産量は、五十五年
産で七十五万トン程度に達しようとの見込みでござ
います。

次に、内外の砂糖価格について若干申し上げま
すと、まず砂糖の国際価格は、前にも申しましたよ
うに騰落の激しいものですが、第一次石油ショッ
クに端を発した暴騰は、ロンドンの現物相場、い
わゆるLDPの月平均で、四十九年十一月に五百
六十六ポンド、瞬間的には六百五十ポンドまで暴
騰しましたが、その後しばらく百ポンド台で低迷
を続けました。

しかし、五十四年度後半から上昇に転じ、五十
五年二月には二百ポンドを超え、以後次第に上昇
して、一時は四百ポンドを超えるような高水準で
推移しましたが、現在やや落ちついてまいりまし
て、二百ポンド前後となっております。

一方、このように国際糖価が三、四倍に高騰す
る中であつて、国内の価格につきましては、国際
糖価の上昇により若干上昇しておりますが、その
幅は小さく、糖価安定制度のもとで比較的安定的
に推移しております。

なお、割り高な豪州長契約糖の引き取り拒否が日
豪間の外交問題となつたことを背景として、砂糖
の需給調整を目的としたいわゆる臨時特例法が昭
和五十三年二月から施行されておりました。昨年
の法律改正により、来年三月まで期限を延期され
て実施されております。

以上、申し上げましたように、糖価安定制度の
もとにおきまして、糖業を取り巻く情勢の変化は
ありましたが、事業団の目的とする価格調整につ
きましては、大筋において十分その機能を果たし
てまいりましたし、今後においてもその必要性は
変わらないものと考えております。

次に、日本蚕糸事業団及び糖価安定事業団を統
合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団を設立する問題
でございますが、新事業団の業務につきましても
は、両事業団が現在実施しております業務は、区
分経理の上引き続き行うこととされております
し、附則第八条において、糖価安定事業団の一切
の権利及び義務は蚕糸砂糖類価格安定事業団が承

継続することとなっておりますので、機能的には何ら支障はないものと理解しております。特に、当事業団の場合、本部のほかに出先機関として、全国に事務所、出張所合わせて十六カ所ございますが、事業団の統合に際しましては、業務の停滞や関係業界へ迷惑をおかけすることのないよう、円滑な移行に努力する所存でございます。

最後に、統合に当たっての職員に関する問題でございます。

この問題はきわめて重要でございますし、また、健全な労使関係を維持することが、新事業団がその機能を十分発揮する上でぜひとも必要であるわけでございます。糖価安定事業団には従来労働組合はございませんでしたが、つい最近、三月末に労働組合が設立されましたので、今後、労働組合とも十分話し合った上、新事業団への移行が円滑に行われるよう対処してまいりたいと考えております。

以上、いろいろ申し上げましたが、今回の統合が行政改革の一環として行われるものであることを念頭に置きつつ、円滑な移行が行われますよう私の立場として努力することを最後に申し上げます。私の意見といたします。

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。次に、芝田参考人にお願いたします。芝田参考人。

○参考人(芝田顯君) 糖価安定事業団労働組合執行委員長の芝田でございます。よろしく願いたします。

このたび、糖価安定事業団と日本蚕糸事業団とが統合されるに当たりまして、一般職員を代表いたしまして御意見を申し上げます。

当事業団が行政改革の一環といたしまして統合されることになりましたことに、職員は大変不安を感じております。

当事業団は、砂糖の国際的、流動的な変動の中にありまして、砂糖の価格を安定させるための業

務を行い、また、役所と業界との間にあって、行政サービスの窓口といたしまして、わずかに九十名足らずの人員で堅実に効率的に運営されてきたわけでございます。こうしたところへ起きました今回の統合問題でございます。

当初の職員感情といたしましては、御承知のとおり、両事業団の取り扱っていただきますものが、砂糖と生糸といった流通機構の上から申しまして異質なものであります。また、当事業団が国の補助金によって運営されているのに対して、日本蚕糸事業団は資本金をもって運営されているといったぐあいに、組織上の特殊性からいたしまして、体質のまるで違う両事業団が統合されまして、果たしてそのメリットはあるのだろうかという疑問もございまして、職員にとりましては全く不本意なことでございます。

しかしながら、事ここに至りましては、業務内容はもちろんのこと、労働条件の相違や天引き、出向人事といった実態の中で統合されることに對しまして、職員の抱えております不安感を取り除くこととあわせまして、いかにして両事業団がスムーズに統合することができ、新事業団が円滑にその機能を発揮することによって消費者や生産農家、関係業界に迷惑をかけないようにするかということを考慮しなければならぬと考えております。

そのためには次の事項を明確にさせていただきたいと考えております。

第一点といたしまして、現職員の両事業団への継続雇用による身分保障の問題でございます。事業団法案附則第八條の規定によりますと、一切の権利義務は新事業団へ承継されることになっております。この権利義務の承継には、現職員を継続して雇用する義務をも含めたものと理解いたしておりますが、この点につきましてさらに具体的な確約をいただきたいと考えます。

また、当事業団は、国内における砂糖消費量の約七五%に及ぶ輸入原料糖の価格調整を行うとともに、国内で生産される砂糖の価格支持及び国際

砂糖機関の代理機関としての重要な業務を、全国八事務所、八出張所におきまして最小必要限度の人員で行っております。この機構は、国際砂糖機関からも評価されておりますように、実に能率的、効率的機構であると理解いたしております。

統合後におきましても、当事業団の業務は、砂糖行政の国際性と国内での砂糖の生産を初め、砂糖の価格安定という国民生活に欠くことのできない重要な地位にあります。今回の統合が、このように重要な効率的機構の縮小から、ひいては人員の削減へとつながらないよう、この際明確な歯止めをしていただきたいと考えます。

第二点といたしまして、労働条件の問題でございます。

新事業団がその機能を十分に働かせるためには、そこに働く職員の労働条件が同じであることが不可欠の要件であろうと考えます。ところが、当事業団には最近まで労働組合が存在しなかったこともございまして、他の政府関係特殊法人の一般職員と比較いたしまして、労働条件は全般的にかなり低い水準にあると認識いたしております。万一現状のような格差のあるままに統合されますと、相互の職員感情からして好ましいことではなく、むしろ、統合によるひずみとも申しますが、職員の士気に影響を及ぼし、ひいては新事業団での業務の遂行に支障を来すことになりかねないと考えます。この点を十分御考慮いただきまして、新事業団が発足するに当たりましては、労働条件が改善され、職員が安心して業務に精励できますよう強く要望いたします。

最後に、一般的に言われておりますところの天下り、出向人事でございます。

これにつきましては、すでに政府関係特殊法人の多くが指摘されているところでございますが、現在の当事業団の実態は、役員六名、管理職員二十二名の大半が農林水産省及び大蔵省からの天下りと出向者によって位置づけられておりまして、内部から登用された者はわずかに六名でございます。それぞれの官庁の人事の都合によって交流さ

れ、ポストもほぼ固定化され、世襲化されているのが現実の姿でございます。これでは事業団の自主性、主体性が失われていくばかりではなく、職員の士気を低下させ、業界人の心証からしても好ましくない姿であることは明らかであります。こうした体制はこの際はっきりと改革されなければならないと考えています。新事業団が真に自主自立し、民主的運営を図っていくためには、こうした天下り及び出向人事をやめて、内部から広く人材を登用することが必要であると考えます。

以上申し上げたことは、統合を目前に控えた職員の最小限の願望でございます。事業団法案の御審議に際しましては、どうか職員の不安が払拭され、将来に希望を持たせていただければ幸いです。強くお願い申し上げます。意見といたします。

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見を閉陳を終わります。

それでは、これより参考人の方々に對し、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○村沢牧君 参考人の皆さん、御苦労さんです。蚕糸事業団と糖価安定事業団を統合することが、先ほど羽田参考人は単なる数合わせであり、木に竹を接ぐようなものであるというふうな陳述されておたわけでありまして、私もまさにそのような感じがいたします。行革の名のもとに、弱いところへしわ寄せをされたにすぎないと思うわけでありまして。

そこで、松元参考人と岡安参考人にお伺いいたしますが、行政改革とはいえ、なぜこの蚕糸と糖価を統合をさせられたのか、皆さんはどのように感じますか。と同時に、この統合によるメリットはどのようなところにあるとお考えになりますか。

○参考人(松元威雄君) 今回の両事業団の統合、これは現下の重要政策課題であります行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を進めるとい

う観点から行うものでございますが、確かに御指摘のように、両事業団が従来行つてまいつた業務、その具体的な内容、あるいはまたそれを実施する財政的手法と申しますか、それが違つてゐるというところは、そこはありますが、しかし、両者は同じ畑作目という共通性がございまして、しかもその価格安定、さらには輸入調整のウェイトが高いという類似性があるわけでございまして、したがって、それによつて統合のメリットは期せられるということによつて統合が進められたというふうに理解いたしてゐるわけでございまして、

そこで、メリットといたしますと、これはたとえば直接的には、法案にもございまして、役員数が減るということもございまして、それからまた、共通管理部門の合理化ということもあるわけでございまして、さらに、これは短期的にはなかなか出ない面もございまして、長い目で見ますれば、やはり両者の共通性に着目いたしまして、組織人員を有効に活用するということによりましてメリットは出てくるというふうに考へてゐる次第でございます。

○参考人(岡安誠君) 両事業団の統合についてどういうふうに考へるかというところでございまして、理由等につきましては、いま松元参考人の言われたとおり、私もそういうふうに考へております。

またメリットも、短期的には確かに役員の数が数人減るというようなかっこうにとどまるようでございますが、やはり将来のことを長く考へれば、両事業団の統合によりましてより効率的な運営ができるような、そういう運営が可能になるというふうに考へておりまして、私どもはこの統合によりまして行政改革の目的が達成されるものというふうに考へております。

○村沢牧君 糖価関係については後ほど坂倉委員から質問をいたしますので、私は、以下蚕糸関係を中心として質問していきたいというふうに思ひます。

両事業団の職員は新事業団に継続雇用すること

になつておるわけでありまして、労働条件については、蚕糸事業団の松元理事長と蚕糸事業団労働組合の羽田執行委員長との間に締結された確認書がありますね。この確認書については、またその実行については、松元参考人としては責任をもつて新事業団に引き継がなければならぬ、このように理解をいたしますが、そのようにされますか。

また、両事業団の労働条件は異なつてゐるわけですが、統合によつてどのようにすべきであるというふうにお考へになれますか。羽田参考人並びに松元参考人は一本化する望みがあるという陳述をされておるわけですが、これも低いところへ一本化するんじやなくて、やはり高いところへ一本化して職員の不利にならないようにしなければならぬけれども、松元参考人としてはどのようにお考へになりますか。

○参考人(松元威雄君) 御指摘のように、労働組合との間に確認書を交わしまして、統合に際して雇用関係を引き継ぐ、それから従来の労働条件は今後労使間の合意による変更のない限り新事業団に継承する、こういった趣旨の確認書を交わしてございまして、交わしました以上、これはもちろん実行をいたすわけでございまして、そこで、いま申しましたとおり、今後労使間の合意で変えれば別でございますが、それがなければ引き継がれる、こういうことに相なるわけでございまして、

そういたしますと、私どもの労働条件、それからまた糖価さんの方の労働条件、違ふ面があることは事実でございますが、これはそれなりのやりばり違ふ事情と申しますか、長年の経緯があるわけでございまして、したがって、いづれは一本化しなきゃならぬと思つてございまして、短兵急にやりますとなかなか摩擦も大きいということもございまして、特に労使間の交渉で決まつたものを変える場合には合意が必要という手続が要るわけでございまして、そういった手続も踏みながら、タイミングも見ながら、そして最終的にはまた役所の認可に係る事項もございまして、

役所の指導も受けながら、いづれは一本化するわけでございまして、そういう方向で、タイミングとかあるいは手順とかいうことを踏んで進めていきたいというふうに考へております。

○村沢牧君 松元参考人、重ねてお伺いしますが一、本化するところは望ましいけれども、一本化することによつて労働条件が不利になつてはいかない、私はそのことを質問したわけでございまして、どのようにつき難いまいりませんか。

○参考人(松元威雄君) ただいまお答えいたしましたとおり、労使間で今後合意して変更されない限り現在の労働条件が継承されるわけでございまして、変えるについては合意が必要なのでございまして、したがって、一方的に不利にするということとはこれはそれはできないわけでございまして、ただ今度一本化する場合には相手があるわけでございまして、相手との調整をどう進めるか。そういうことで、私タイミングと手順ということを申し上げたわけでございまして、

○村沢牧君 そこで、羽田参考人にお尋ねをしますが、先ほど参考人は天下りのことについて陳述があつたわけであります。私もここに政務協の天下り白書というのを持っておりますが、これを見ると、私も驚いたんですが、たとえば蚕糸事業団の役員六人のうち四人は農水省から出向をしてゐる。あるいはまた職員も、部長クラスは六人のうち五人は農水省、大蔵省から出向してゐる。これを見て実は私も驚いてゐるんですが、このように天下りの弊害というのは一本どういうふうにあつてゐるんでしょうか。

もう一つは、蚕糸事業団には、職員以外に嘱託だとかあるいはまたアルバイトの人たちもおるようでありまして、新事業団に移行したとしても、そういう人たちは人数としてはやっぱり確保していかなければならぬであらうかどうか、羽田参考人はどのように考へますか。

○参考人(羽田有輝君) まず天下りの問題ですけれども、私どもの上部団体の政務協の方から先般も天下り白書が発表になりました、いつも蚕糸事

業団の毎年の天下り白書では、人数的な面で、たとえば職員三十五人中六人も役員がゐるという形もありますし、その役員の中でも、民間出身の方もいますけれども天下りが多い。特にまた、幹部職員の一等級については一人しか内部登用されてゐない、こういう事実があります。

その弊害のことなんです、もともと事業団というのは、行政から分離されて民間のいいところをとるといふか、そういう弾力的な運用を求められて事業団はつくられたと思ふのです。そういう面があるにもかかわらず、役所の人ばかりを採用してやるといふいわゆる天下りは、事業団の自立性なり運営の機動性を失わせるような感じの形になつてゐるんですね。たとえば、仕事の面でも、役所のやつてゐるような仕事をいわゆるわれわれ労働者に押しつけるというふうな風潮もあつて、われわれとすれば、政府関係機関というのはやはり業界と一体となつて仕事をしなければ国民のニーズに沿えないというふうに考へてゐますけれども、業界を見るのじやなくて、いわゆる自分の出身してゐるようなところの役所にお伺いを立てるようなことが中心になるといふ、そういうふうなあれが弊害となつてくるのじやないかと思ひますし、また待遇面におきまして、職員と同程度の待遇というふうな形にすればまだいいわけですが、かつ事業団におかれて短い期間で莫大な退職金を持つていく、こういう事実ですね。それと、月々の俸給も職員より数倍も高い。こういう事実がありますと、われわれそこに働く労働者としましては、モラルの向上という面から言つてもこれは弊害があると思ひます。そのように考へます。

それと、後の第二点の方のいわゆるアルバイトなり嘱託の問題なんですけれども、現在蚕糸事業団には本所と横浜、神戸事務所合わせて女子のアルバイトについては六人、嘱託の方が本所と横浜、神戸合わせて三人、合計定員外の九人のアルバイトの方と嘱託の方がおられるわけなんです。

けれども、これは私も考えますに、特に生糸の一元輸入以来、事業団の仕事が大分ふえてきたし、それと昨今、蚕糸絹業に関するような助成金も出してありますし、そういう仕事も大分ふえてきたこともありまして、仕事が大分ふえてきているわけですから、私ども労働組合としては、毎年——ことしは三月に要求を出しては、春闘におきまして定員を要求しているわけですが、人が足りないから当然定員要求をするわけですから、それだけ労働過重になつていくわけですから、なるべく定員で埋めてください、こういう要求を事業団当局に出してあります。それがなかなか定員が認められないというふうな点がありまして、アルバイトの職員なり嘱託の方を置いておられるという形になろうと思ひます。

この統合に当たつてのわれわれとしましての考え方は、やはり同じ職場で働いてきたということもあります。組合員ではないけれども、けれども、同じ働く仲間として当然われわれも、こういう人たちは統合に当たつて引き継がれるだろうと思ひます。また、そうでなければおかしいと思ひます。それと、そうしなければ、それが統合で引き継がれないという形になりますと、その分われわれ定員の方の職員の負担になるのではないかと、そういうふうな危惧しております。

以上です。

○村沢牧君 松元参考人にお伺ひいたします。

行政改革は単なる機構いじりであつてはならないと思ひます。統合することによつてより効率的な事業の運営をしなければならぬわけでありまして、新事業団の発足に当たつては、内部の人材の登用を初め、やっぱり業界からも貴重な人を入れる、幅広い人材を役員の中へ、あるいはまた部長級の中へ入れるべきだと思ひます。大変失礼ですが、あなたも天下りですけれども、いままで経験いたしました、本当にやっぱりこういう天下りというものはいいのかどうか、やっぱり必要があるのかどうか、率直に聞かせてください。

それからもう一点は、いまお話がありました嘱託、アルバイト、これも必要だと言つておられるけれども、定員増をするのか、引き続いてまた新しい事業団に採用するのか、その辺はどういうふうにお考えになっておられますか。

○参考人(松元威雄君) 私はいわゆる天下り人事でございまして、まず、人事につきましては私はこう考えています。

やはり人事というものは、事業団の業務の適確かつ円滑な遂行を図るという目的があるわけですから、そういう目的に照らしまして、その人の学識経験、能力等を勘案いたしまして、適材を適所に配置する、こういうことに尽きる、こういうことが基本だろうと考えているわけですから、その場合、やはり役員と職員で多少違うニュアンスもあるかと思ひますが、まず役員につきましては、現在事業団、これはもちろん私理事長と監事は大臣任命でございまして、あとは大臣の承認を得て理事長が任命することになつておられるわけですが、現在、理事長以下六名でございまして、このうち農林水産省の者は三名、それからなお一人は、古くは農林におりましたが、もう事業団に入つて非常に長くなつておられて、その意味じやいまはプロパーになつておると私も理解しておりますが、そういう事業団の職員を長くやつた人を登用したわけではございません。それから、あと二人は、養蚕関係の団体、それから製糸関係の団体の民間出身者、こういう構成になつておられるわけですから、もちろん、新事業団になりますれば役員数は減るわけですが、いまから、これをどのようにするか、これは問題でございまして、やはり役員につきましましては、いろいろな見地から、広い視野から選ぶべきであらうというふうな考えでいるわけではございまして、まず現状と今後のことを申し上げたわけではございません。

それから職員につきましても、いま申しました業務の適確かつ円滑な推進の観点から、学識経験、能力等を勘案して適材適所というのは基本は

同様でございまして、だんだんと内部職員も育つておられるわけですから、また、ポストによりまして役所経験者がふさふさい、向いておられるというポストもございまして、そういう内部職員の状況とポストの制約とをにらみ合わせて、やはり必ずしも内部外部というふうにとらわれないで、広い視野に立つて適材を適所に配置してまいりたいというふうな考えでいる次第でございまして、それから、いわゆるアルバイトにつきましましては、これはたてまえといたしまして、やはりこれは臨時のものでございまして、本来は定員で処理すると。多少やはり業務によつて繁閑がございまして、たとえば輸入業務の忙しいとき、あるいは売却の忙しいときとそうでないとき、繁閑がございまして、したがつて、その繁閑を埋めるために臨時的にアルバイトをするというたてまえでやつておられるわけではございまして、したがつて、これを新事業に当然引き継ぐという性格のものではございせんが、やはり新事業になりましても、必要に応じてアルバイトを雇用して事業をなさなければならないという事態もあるかと思ひます。

○村沢牧君 天下り問題については、参考人にこれ以上質問しても、果たして参考人が新事業団の理事長になられるかどうかわかりませんし、それはまた委員会の中で、今後の法案審議の中でいろいろと要請してまいりますのでこの程度にしておきます。

そこで参考人は、先ほど蚕糸事業団の果たし得る役割りはきわめて大きい、統合することによつてより効率的にできるようにするんだという趣旨の陳述があつたわけでありまして、私は、蚕糸事業団として当面する重要な課題は、他の組織と合併することではなくて、この機能をいかに發揮するかによつて蚕糸業の危機を乗り切つていくんだと、そのことにあるというふうな思ひです。申すまでもなく、事業団は大量の生糸の在庫を抱えておる反面、売り渡しはゼロである、借入金金利、倉敷の増加によつて財政状況は悪化の一途をたどつておられるわけですが、こうい

う中で繭糸価格安定制度を維持していくためにはどういう措置を講じなければならぬというふうな参考人はお考えになっておられますか。

また、蚕糸事業団は従来助成事業を行つておられるわけでありましても、これは統合後も引き続き実施をしていくことになるというふうな思ひですけれども、その見通しはどうか。これらのことが新事業団ができることによつてより有利になる、その保証はあるんですか。

以上のことについて。

○参考人(松元威雄君) 先ほど私、これまで蚕糸事業団が果たした機能を述べたわけではございまして、この法案によりまして、従来事業団が行つてまいりました業務はそのまま新事業団で実施するということではございまして、また、財務会計におきましても経理を区分するというふうになつておりますから、法律上それは明白なわけではございまして、したがつて、新しい事業団によりまして従来の業務が適確に行われる、しかも統合のメリットを、長期的な観点から見ますと生かしながら効率よくやつていくということが期待されるというふうな考えでいるわけではございまして。

○村沢牧君 重ねてお伺ひいたしますが、最近の生糸相場の暴落は、養蚕家や製糸家にとつてきわめて大きな不安と影響を与えているわけでありまして、私はこのことの原因は、政府がこの三月に基準糸価を決定できなかったこと、また基準糸価を引き下げたという後ろ向きの方針を打ち出したことが大きく響いているというふうな思ひですけれども、参考人はどのようにお考えになりますか。

同時に、過剰な在庫を抱えている事業団の在庫をどのように参考人は処理をしていかなければならないというふうな考えておりますか。

以上二点について。

○参考人(松元威雄君) その前に、申しわけございませんでした、助成事業について答弁をうっかり落としたので申し上げますが、これは法案にもございまして、助成事業は引き続き実施す

と。そのために、五十四年度の改正で蚕糸業振興資金という制度を設けたわけでございまして、それによりまして今後も行っていく。ただし、もちろんこれは財源がございまして、したがって、過去におきましてはかなり一般糸が売れたものでございまして、利益があった、それを財源にして振興資金にため込んでおいて円滑に実施するというふうにしたわけでございまして、昨今の事情からは、今後なかなか新しい利益発生は当面はむずかしいという事情もございまして、今後どのように振興資金をうまく使っていくかにつきましては工夫が要すると存じますが、事業といたしましては今後実施するというふうに法律上も確保されているわけでございまして。

それから、最近、御指摘のとおり糸価は低迷いたしておりますが、これは、本来蚕糸事業団の機能は、基準糸価は政府が決めて、それを維持するように買い入れ、売り渡しをするというわけでございまして、諸般の事情から基準糸価の決定が難しくなっているわけでございまして、確かに関係者が見ますと、蚕糸事業団は膨大な在庫を持っておりまして、一体今後大丈夫だろうかという不安を持つ向きもいらつしやいます。それからまた、これは御承知のとおり相場商品でございまして、これは御承知のとおり相場商品でございまして、いろいろな思惑も働くということもあるわけでございまして、特に根本的には需給の実勢が非常に悪いわけでございまして、端的に言えば供給過剰にございまして、それを事業団が買ってたな上げすることによって辛うじて糸価を維持していくという実態にございまして、それが今後もあるんだらうかという不安を持っている向きがあるわけでございまして、基準糸価の延びたことやら、そういった事業団の前途に対する不安感やらで糸価が低迷しているということがあるわけでございまして。したがって、私どもは、基準糸価がおくれておりますと、養蚕農家も不安でございまして、それからまた先行き取引もどうしても萎縮するということがございまして、なるべく早く決めてもらいたいと思うわけでございまして。

が、やはりそれには、価格の決定の中身とも関連すると思うわけでございまして、そういった事情を頭に入れ、十分念頭にに入れて政府が価格を決定されることを期待いたしておるわけでございまして。それから、在庫処理の問題でございまして、この在庫が生じた原因は、やはりむしろ事業団が機能を果たした結果とも言えるわけでございまして、ここ近年需要は減少いたしております。二年間で約三割減という驚くべき減少でございまして、それに対して供給は、いわば輸入の圧力もございまして、供給過剰と。したがって、事業団が国産糸を買い入れると。しかも二国間協定等で約束した分がございまして、輸入はするが、それは売れるわけにはまいらぬというので、いわばため込んでいられる事態でございまして、在庫を生じている、いわば在庫を持つことによつて糸価が維持できている、こういう面があるわけでございまして。

しかしながら、これ以上在庫をふやしますとこれは当てがないことになるわけでございまして。そこで、やはり在庫を処理するということが重要な問題でございまして、やはり在庫がありまして糸価も圧迫いたしますし、先々のやばり不健全化の要因でございまして、と申しまして、ただ在庫を単純に処理すればいいというものではございせん。私、実は在庫処理という言葉に若干ひっかかる。処理ではなくて、むしろ在庫が無理なくさばけるような環境条件を整備することとかなるうかと思ひます。

もう少し申し上げますと、需給バランスを回復しておのずから在庫が出ていくというようにしなすかならぬじゃないか。そういたしますと、需給バランスを形成している要因は大きく分けて三つあるわけでございまして。一つは需要でございまして、もう一つは供給面で、輸入と、それから国内生産でございまして。したがって、需要の見通しをどう立てるか、それからまた、二国間協定等、政府も五十五年度は非常な努力をいたしまして、生糸は半減、それから繻糸、織物は三割減と

いう、まあ通常の国際常識で考えられないようなことをやったわけでございまして、それでもまだ実は輸入は多過ぎるという面がございまして。したがって、今後どれだけ輸入を調整し得るか、そのめどを立てなすかならぬ、それらとの関連で国内生産を上げることを考えなければならぬ、その三者を総合的に考えあわせまして、そして、現在の在庫が無理なく出ていくような条件を整備していかなすかならぬというように考えておるわけでございまして、そういった政府の総合的な施策の展開を期待いたしておるわけでございまして。

○坂倉藤吾君 どうも本日は御苦勞さんでございまして。私からも各参考人にお聞きをいたしたいんですが、先ほどの村沢委員のメリット質問に對しまして、岡安参考人から、両事業団が統合をされることによつて効率的な運営が図れると、こういう趣旨のお答えがございました。両事業団が合併をしなければメリットが図れない分野というのは一体何なのか、これを明らかにひとつ説明をいたしたい、こう思ふんです。

○参考人(岡安誠君) 余り具体的にこれがメリットだというのは多少差しさわりのある点もございまして、しかし、現在明らかなのは、たとえば管理部門でございまして、もちろん役員も、合計すれば十二人になるところを九人でやるということですから、これは統合がなければ十二人が九人になったかどうか、これははっきりメリットと言つていいかどうかはわかりませんが、具体的に三人減る可能性はこの法案であるわけでございまして。

それから、事業実施に当たりましては、明らかに管理部門は同じ総務部が二つある必要はないということから、総務部が一つになりますと、職員のみならず、総務部を管理統括する部長は当然一人であるというふうなことから考えまして、管理部門は統合によりまして生じたメリットがやはり管理部門の簡素化ではなからうかというふうに考えているわけでございまして。

【委員長退席、理事北修二君着席】

○坂倉藤吾君 突つ込むようですけれどもね。理事長の立場で、いまの点で、仮に役員がいま十二人ですね、これが九人になる。あるいは非常勤役員が五人が三人になる。さらには、職員全体は、これは四月から一名補充していませんね。両者合せて百二十八が、四月から一名減になつていまして、百二十七のままですね。本来そういうふうにして縮小していくんだらう、こう思ふんですがね。概算をしてみまして、いま言われましたように、部がたとえ六つあるやつを五つにやるといふのは事業の運営の問題でしよう。しかし、出張所の、たとえば地方事務所等が十カ所あるのを八カ所にする、こういう立場は確かに数字の上であらわれてきているんですが、これは概算しますと、今日たとえば役員退職金、給与、こういうふうに端的に言えばなると思ふんですが、主目的は、これは一つの行政改革の目玉であることは間違ひありませんが、問題は、そのことによつて事業が効率的に運営されなければお話しにならぬわけですから、あなたは必ずしもいまの砂糖の情勢をお話をいたして、そして糖価安定事業団が果たした役割について非常に要領よくおまとめになったと思ふんですが、その効果ににつきまして、その効果はさらに発展をさせなければならぬという立場が私は必要であつたと思ふんですが、そうしますと、いま確かに役員が減つてというものはある程度想定はつくんですが、事業内容そのものが果たして効率的に運営されるという保証にはならないと思ふんですが、その点を私ちよつと突っ込んでお聞きをしたい、こう思っているんですが、どうでしょうか。

○参考人(岡安誠君) なかなか具体的にメリットと言われまして、これは先ほども申しましたけれども、短期的に明らかになつていっているメリット、これは挙げる余地が少ないような点だと思ひますけれども、やはり問題は長期にわたつて、将来にわたつて両事業団が統合したことによつてどういうメリットが起きるかということもあわせて考えま

せんと、われわれ蚕糸事業団と糖佃事業団の統合が果たしていいのかわからないことは、ぼくは判断できないのじゃないかというふうに考へるわけでございます。

〔理事北修二君退席、委員長着席〕

要するに短期的にはまだ多少の芽ができる、メリットを発生する、要するに行政改革の実を上げる芽ができる程度かもしれないけれども、しかし、その芽は将来大いに大きくこれは育つ可能性のあることではなからうかというふうに考へるわけです。確かに仕事は、蚕糸事業団の理事長も言われましてけれども、われわれもやはりそれぞれ蚕糸、糖佃関係の仕事をやつてまいりまして、今後とも重要な仕事を継続的に実施しなければならぬわけでございますから、その仕事をしながら、なお、じやどういうメリットを上げるかということはむづかしい問題ではございません。しかし、現在要請されている行政改革というのはそういうものじゃないかというふうに考へるわけでございます。やはり現在要らない仕事をやつてゐることは余りないで、しかし、現在の仕事を継続しながら、なお改革しながら行政改革の実を上げるといふこと、これはやはりなかなかむづかしい問題ではあるけれども、私もとしましては取り組まなければならぬ事項というふうに考へておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 元水産庁長官をやられておられましてから、答弁は非常に要領がいいと思ふんですね。しかし、正直申し上げまして、私も判断をいたしまして、糖佃安定事業団にいたしましたも、さらに松元参考人の理事長をされております蚕糸事業団にいたしましたも、これは行政改革の中で各省庁が何ともしも一つだけはつぶさなきゃならぬという目標を与えられて、あなた方がお望みでなかったことを今日行政改革として押しつけられた、これが正直な姿じゃないんだろか。言うならば、今日の行政官庁の面目を保つために、あなた方が本来充実にしなければならぬことを押しつけられたんじゃないのかというのが私

どもとしましては率直な気持ちなんです、いまお話を聞いておりまして。今日まで非常に効果を上げてきたし、必要なんだ必要なんだと、しかもこれから充実にしなければならぬと、こう言っているさなかに合併をして――したがって、皮肉な質問であつたと思ふんですが、合併しなければ効果があつたのではないという、そういうメリットと

いうのはごく微々たるものでしてね。しかも、失われていくデメリットの方が私は多いのじゃないのか、こういう感覚がしてなりません。デメリットを出さないでメリットあるものだ、こういうふうにしていくのは、これは農林水産省と皆さん方がぜひ協力をしないと、これはお話にならぬと思ふんですが、その辺の心配を明らかに私は含みながら実は質問をしている、こういうことなんです。

そこで、きょうは議論をする場じゃありませんから質問だけ続けていきますが、労働組合の立場からは、きわめて事業団の合併が木に竹を接いだものであり、しかもこれは先ほどの羽田さんのお話によると、職員の側がそういう発言をしたんじゃないかと、それを受けとめる役員の方の方々の発言に木に竹という言葉があつたという表明がありましたし、あるいはまた芝田さんの御説明では、きわめて今日不安を感じ、同時にまた不本意である、こういう表現もされておるわけですね。まさに私はそうだろうというふうに思ひます、率直に申し上げてね。

そこで問題は、先ほど言いましたことまで来ますと、両者集まつてメリットを上げていくという立場の中で基本になりますのは、やっぱり労働者が、そこで働く職員の方々が一生懸命になつてこのことを契機にしてやろうという意欲をどうわからせるかということにかかつてきておると思ふんです。

そこでお尋ねをいたしますが、三月末に糖佃安定事業団の方の労働組合が発足をされた。そうしますと、いままで労働組合がなかったときの時間外労働というのは、私は相当あつたというふうに

承知をされているんですが、この辺はどういうふうに措置をされておりましたか。御承知ですか、岡安参考人。

○参考人(岡安誠君) いわゆる超勤のお話だと思いますが、どういうふうに措置をされていたかというのはいくつ御質問の趣旨がわからないわけでございますが、私どもはやはり仕事上超勤勤務が必須な場合は多少はございます。そういう場合には超勤勤務というものをお願いをしまして、それで当然ながらその実績によりまして超勤勤務手当を支払うということ、発足以来何らトラブルもなく実施をいたしてきておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 トラブルのないのは、それは問題が明らかにならなかつたんですからあたりまえの話だと思ふんですがね。時間外労働を命令するのは、皆さんのところは、これは法律的なためえで、組合がなければ当然職員代表と調停行為が必要で、すし、しかもそのことについては経過を明らかにして揭示しなきゃならぬですね、一人一人。この措置というものはとられておりましたでしょうか。

○参考人(岡安誠君) 先生のおっしゃることは、基準法関係の超勤勤務関係のことについて法的な手続を踏んでいかないとだと思ひますが、これは実は二点あるのではないかと思ひます。一つは、基準法の適用を受ける事業所、私もそうですが、でございますけれども、そういう事業所におきましては、一日八時間ですか、それから一週四十八時間を超えるようなそういうような労働を職員にさせるという場合には、これはあらかじめ、先ほどおっしゃつたとおり、労働組合があれば労働組合と相談をし、なければ、職員の過半数を代表するような団体といふんですが、それと相談をいたしまして、合意の上で監督署の方へ届け出をするというところが法律に決められている点が一

点と、それから、そういうことがなければ、もし職員の方が、または労働組合の方が超勤を拒否すればこれを命ずることができないということになりまして、そういうことがない場合には必ず承知をされているんですが、この辺はどういうふうに措置をされておりましたか。御承知ですか、岡安参考人。

ね、というように二点ではなからうかというふうに思ひます。

それで一点の、これは基準法三十二条の関係だと思ふんですが、これは実は私どもも事業団ができましたときに、あらかじめ、やはり基準法関係の事務処理をしなければならぬということ、まあ十五年も前の話でございますけれども、本所並びに各事務所、出張所におきましてそれぞれ基準監督署の方に届け出をいたしたのでございますが、どうもその後調べてみますと、これは更新の手続がしてないようでございます。したがって、これはまた更新をいたしませんと届け出をしたことにはならないということにもなりまして、これは至急、法律違反であるということも事実明らかでございますので、これは更新の手続になりますか、それとも、これは労働組合ができましたから労働組合とも相談をいたしまして新しい届け出ということになりまして、これは至急しなければならぬというふうに思つております。また、そうすることによりまして、いまお話し申し上げましたように、労働組合との間に超勤を拒否するとかいふようなトラブルを未然に防止をするということにもなりますので、まずそれは早い機会に実施をいたしたいというふうに思つております。

○坂倉藤吾君 先ほど、組合側の参考人の各位が言われておりましたように、私は大変その辺が心配でありまして、労働組合がなかったから労働管理について非常に軽く考へておつた、そのことのあるわがままの超勤のいわゆる手続の問題を軽視をしておつたところにあるんだらうと思ふんです。しかも、蚕糸事業団の方では労働組合が存在をし、今回の合併に当たつていよいよ労働関係の確証書が取り交わされている。糖佃事業団の方ではこれがまだない。これはまあ労働組合ができたばかりですからやむを得ないことだと思ふんですが、この差は大変大きなものなんです。しかも、いま岡安参考人がお述べになりましたように今日までの労使慣行等をながめていきますと、

私はその新たに労使の協定を仮に結んで合併に持っていくという、こういう課題等についてもきわめて憂慮するところだ。これはもうぜひひとつ誠意を持ってその辺に当たっていただきたいというのを、この席をかりまして私はまず申し上げておきたいと思うんです。

それで、時間が来ておりますから最後にもう一問だけさせていただきますが、これは岡安参考人と芝田参考人と、御両人からお聞かせをいただきたいんですが、今日の砂糖情勢は、いままで述べられました情勢のほかに、私は見過ごすことができないのはいわゆる異性化糖の存在だと思っております。したがって、この異性化糖問題に対して、今日まで砂糖を中心にした行政というわけではなくて、展開をされてまいりましたが、これを抜きにした砂糖行政はあり得ない。言うならば、異性化糖も含めた総合甘味資源といえますか、総合甘味事業団といえますか、そういう形にまで発展をさせないと甘味行政として全体を見ていくことができないし、全体が見られなければ、具体的な事業団の効果というものは上がらぬのじゃないだろうかという感じがするわけでありまして、本来なら、この合併の法案が提出をされます際にそれらが検討をされて、中身をどう強化をしていくかという観点等も踏まえて私は検討が行われなければならなかったらと思う、こういうふうに思っております。その辺の御意見を岡安参考人、芝田参考人にお聞きをいたしまして、私の質問を終わらしていただきたいと思っております。

○参考人(岡安誠君) まず第一点でございますが、労働組合ができたばかりでいろいろ確認書等の手続ができていないというお話でございますが、確かにまだできたばかりで、いろいろ話し合ひはしておりますがまだそういう段階に至っておりません。私もできるだけの精力的に話し合ひをいたしまして、話し合ひがまとまれば、これは養蚕事業団と同じようなところでもって引き継ぐというようなこともいたしていきたいというふうに思っております。

それから異性化糖のお話でございますが、全く先生のおっしゃるとおりでございます。この間までは、まだ異性化糖の消費量というものは甘味料全体に占める中で非常に少なかったものでございまして、最近では、まだ季節変動はございますが、年間では甘味料全体でいうと一五%を超えるのではありませんかというふうに思いますが、アメリカの例を考えると、もう少しふえる可能性も十分あり得るというふうに思っております。

従来はこの点につきましては、農林水産省の方で、砂糖類課という課がございまして、この砂糖類課で、砂糖に對しますいろいろな行政の検討とあわせて、トウモロコシの輸入から始まりましてでん粉を経て異性化糖をつくる行政の指導といたしますが、企画立案をいたしております。具体的には、砂糖については糖安法また私どもの機関を通じて行政をいたしておりますが、異性化糖につきましては、トウモロコシの輸入の際に、現在TQ制度と言っておりますけれども、関税割当制度というような方法を使いまして、全体の消費の中におきまして異性化糖がおかしくならないように砂糖類課が一体的に処理をいたしているわけでございます。

将来、先生のおっしゃるとおり事業団が一体的に処理をすべきかどうか、これは今後の甘味料全体の消費の問題、それから異性化糖がどれだけ伸びるかの問題、また砂糖が今後どうなるかというそういう新しい事態に對処してさらに検討されるべきものと思っておりますが、いづれにいたしまして、これは両者を関連連させまして、今後行政指導をしなければならぬ問題であるというふうに私も痛感をいたしております。

○参考人(芝田顯君) お答えいたします。米の減反政策に伴いまして、てん菜の増産とか、それからいま先生御指摘の異性化糖の出現とか、それからあわせて甘味離れから見る砂糖の需要の減退、そういうようなものを総合的に考え合わせますと、現在の糖価安定法の機能だけではやはり需給並びに価格の調整というものは十分

に果たせないのではないかと、いうぐあいに考えております。したがって、将来への展望に立ちまして、総合的な甘味政策としてやはり考えていただくかなければならぬことだと思ひますし、その点からいいますと、今度の統合に際しまして統合法案の中でその点が十分取り扱われるのではないかと、いう期待を持っておりますけれども、法案を見ますと、従来の事業団の業務をそのまま一緒にするというだけにどまっておりますので、やはりその点からいしても、このたびの法案には若干の不満を持っております。いづれやはり総合的な甘味政策として将来は考えていただかなければならぬと考えております。

○北修二君 参考人の皆さん、大変御苦勞様でございます。二、三御質問をさせていただきます。と、かように存じます。

国民の世論あるいはいろいろな御意見があらましたとおり、養蚕、糖価、両事業団が合併するということとはまことに私は時宜を得た適宜なことだとか、かように考えておるわけでございますが、この長所について、いづれも価格安定ということでございますが、私は、中身は違ひはあっても似通った事業であつて適切だと、こういうふうに思っております。松元参考人あるいは岡安参考人にそれらの長所について御意見を伺いたい、というふうに思ひます。

○参考人(松元威雄君) 両事業団の業務内容は、同じく畑作関係であるわけでございます。しかもそれは価格安定と、価格安定のまた一つの手段として輸入調整という手段が非常に大きい。もちろん具体的なやり方につきましては、物を持つ持たぬとか、そういう差はございますが、やはり類似性があるわけでございます。それとやはりいまいと申しますと、いままでやってまいりましたから、すぐにはなかなかなじみにくいとは思ひますが、いずれも、やはり長い目で見ていけば、両者のいま言った共通性と申しますか、類似性と申しますか、それをやっぱり生かしていくというふうにいけると考えております。それが長所のように

存じます。

○参考人(岡安誠君) 事業団を統合するとしますと、いろいろなやり方があると思ひますが、養蚕と砂糖、全く違つたものには違ひありませんし、またその価格安定の仕方についても全く違つた方法でやっております。いづれも、しかし、非常に似通つておりますのは、両方とも相場商品でございます。相場商品というのは、あらかじめ年度の当初にすべてそのまゝ決まれば自動的に流れていくというものでなく、これは年じゅうめんどろを見てやらなければならぬ商品であるわけだ。そういう意味では、新しい事業団ができれば、その事業団の役員というものはやはり年じゅう砂糖と養蚕の価格等をにらみまして、その時勢に合った施策をみずからするし、また役所にもお願いをするということにもなるわけでございます。したがって、統合事業団というものは、全く関係のないものが全く水と油のうに同居するということでも必ずしもないというふうにも考えているわけでございます。

○北修二君 両組合の委員長さんにお聞きをいたしたいと思ひますが、お二人から、いづれも天下りに對しては非常に感じが悪いというか、そういう御発言がございまして、日常どういうような支障があるのか。毎日仕事をし業務をやっているという感じが悪いと、こういうことだから天下りに對しては一人も要らない、あるいは一部認めてもいいとか、そういうような御意見があらましたら、その点をひとつ両者からお伺いをいたしたい、かように思ひますが、お願いいたします。

○参考人(羽田有輝君) 日常云々というふうな話ではないと思ひます。天下り問題は、私どもの事業団でもそうだし、糖価の事業団もそうだと思います。それで、設立当初のときにすべて若い人だけで構成されたわけじゃないのです。業界のエキスパートの方を集めてそのときに新事業団というものをつくつたわけですから、それで十何年たつておりますから、いわゆる人材

は育成されてきておるわけですね。それなのになぜあの役所の人だけがいい待遇を得て天下つてこなさやらないのか。そこが人間の差別論じやないかと、そういうような基本的な考え方をしたいですけれども、人間を差別しているのじやないかと、そういうふうに思います。

○参考人(芝田頼君) お答えいたします。

日常の業務におきまして、天下りされた方とどういう問題ではございません。私どもの事業団も、創立いたしましたときには、業界からの出向者とか官庁からの御出身の方とか、いろいろ各方面から人材を集めたと思します。それが十五年前経過しまして、現在は当時から採用されたというわけでもありません。年々成長してきていて、いづかあに理解しております。その点から申しまして、いつまでもこういう状況が続いていくとするならば、将来においても同じくしていくとするならば、やはり職員の士気に影響しますし、職員にだんだんやる気がなくなってくるというおそれが出てくるのではないかと、その辺は非常に危惧しているところでございます。

○北修二君 松元参考人にお聞きいたしますが、

蚕糸のいま事業団の在庫が十四万五千あるいはいま若干千まで減って十四万八千ぐらいになっておるかと思します。すでに相当の千三百億近くの借り入れをいたしておる。年間百三十億からの金倉が、パンクしそうですと、大変な状態だと。しかし、今日まで事業団が蚕糸の安定のために大きな貢献をしたことは言うまでもないわけですが、このままいくならば安定法もなかなかむずかしいというようにも言われておるわけでございます。御案内のように輸入の相当量の問題がある。たとえば事業団のものを何らかの方法で放出するということをしていくならば、価格の問題である程度事業団の放出をたえば安くしたとしますと、国産の諸般の問題も大変になるだらう。糸価が下がってくるであらう。それがだん

だん積もつてくると、国内の蚕糸業は崩壊するであらうし、あるいは次に韓国その他のいろいろの問題あり、最終的には中国糸に——非常に安うございまして、それだけになってしまふ。そんなことになってはこれは大変なことだということに私は理解をするわけでございます。しかし、いつまでもこの在庫をいまのままに置くわけにはいけません。国内の蚕糸を守りながら、事業団の内容も堅実にしていかなければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございますが、これらの方法について、どうやらそういう方法で放出していくのか。あるいはいまい何でもかんでも全部買っていくか。これはもう一つ品質の検査を厳格にしていくなければならぬ。そこら辺はどういうようにお考えになっておるか。そして、その事業団としての目的をどうやら果たしていかけるか、その点について伺いをいたしたい、こういうふうに思っています。

○参考人(松元威雄君) 先生のおっしゃいますとおり、事業団は十四万八千俵、三月末現在でございますが、在庫を抱えて大変な事態になってい

います。これは事実でございますが、しかし、それはいままでのそれなりの機能を果たした結果でありまして、そのためにやって糸価が維持されるというわけでございます。ただし、これ以上在庫がどうもふえたとしますと、これは中間安定制度が維持できるかどうか、非常にむずかしくなってくるわけでございます。私、やはり何と申しましても現在の中間安定制度はこれは堅持しなさいならぬ。たとえば、よく事業団の在庫を安く売ってくれという要望もあるわけでございますが、ただ、売りますれば糸価を下げるといふことになるわけでございますし、そうなりますと、日本の蚕糸業、何と申しましても残念ながらやはり中国糸等に比べますとコストは高うございまして、したがって、裸の競争はとうていできないわけでございます。したがって、ただ安いから入れればいいというわけにまいらぬので、そこで、中間安定を何

としても維持しなければならぬ。

しからば、維持するためにはどうしたらいいか。余り不自然な無理をしますと維持がむずかしくなるわけでございます。そうしますと、やはり基本は需給のバランスを回復させることだらう。需給のバランスが回復されて自然に事業団の在庫がでていく、そういう条件をつくっていくことではあるまいかと思うわけでございます。そうしますと、需給を形成する要因は、一つは需要、もう一つは供給で、その内訳が輸入と国内生産でございます。それから、今後需要はどうなっていくかのめどを立てる。それからまた輸入調整、なかなか政府も二国間協定等で非常に御苦労をいただいたわけでございますが、今後どの程度調整し得るか、めどをしっかりと立てる。これは単純に、要らぬものは買わないというわけには私これはまいらぬと思

います。したがって、これからの交渉の経緯もございまして、それを踏まえて、どの程度まで調整し得るか。特に問題は、生糸よりも繻糸とか織物の調整だろうと思うのでありますが、そのめどを立てなければならぬと。それらを踏まえまして、やはり国内生産を今後どうしていったらいいかと。やはり足腰のしっかりした生産をしなさいならぬのでございまして、この三者関連しておりますから、その三者関連をさせながら需給をバランスさせる、回復させるといふ方を講じなさいならぬ。それには各般の施策が、需要対策、それから輸入調整対策、それから生産対策、価格対策、それらを総合的、有機的に展開していかなければならぬというふうに考えるわけでございます。

を言われるわけございまして、特に近來のように需要が減少いたしますと、生糸の品質をよくせよということが強く要望されるわけでございますから、やはり生糸の品質面に着目いたしまして、これにはもちろん検査の仕方の問題はあつたわけでございます。いわば現在は検査をきりぎりすから、そういう面等をにらみ合わせながら、やはり事業団の買い入れにつきましても、いわば規格を漸次しぼっていくと申しますか、そういう方向に進めなければならぬというふうに考えております。

○北修二君 岡安参考人にお聞きいたしますが、

てん菜糖あるいはサトウキビ糖、国内産が七十万から七十五万トンぐらいあるかと思しますが、これが国内産糖に大きな役割りを果たしてきたことは御承知のとおりであります。先ほど御陳述がございましたように、国際糖につきましても大きな変動がある。しかし、国際糖もこのごろは相当上がったまいりました。特例法ももう目の前に来ておるといふ諸般の情勢からいいますと、実は事業団の財源をいいますと、これは言わぬが、年金法ではないが、四、五年するとこれは財源がなくなつてきやせぬかという感じがいたすわけでございますが、事業団として、将来の役割りを果たすには何らかの方法を考え出す必要があるのではないだろうか。また、精製糖につきましても、この間に相当合理化ができるものとわれわれは期待をいたしておりましたが、これも進んでいないということ、この特例が廃止されたというように、輸入と国内産というか、全体のバランスが調整できなくなつてくると、いろいろこれ国内糖に大きな影響が出てくるし、事業団としての役割りも、一体何のために事業団があるのだと、また役前りを果たそうとしてもなかなか大変なことになるかと思つて、今後事業団の大きな課題だと思つて、これらにどう対応していこうとお考えになっておるか、その点だけ伺いをし

て私の御質問を終えたい、こういうふうに思っています。

○参考人(岡安誠君) 蚕糸も大変なようでございしますが、砂糖も現在なかなかむずかしい時期に来ております。

一つは、まず国際糖価がどうなるかということ是非常に影響があることでございします。現在大体二百ポンド前後というところで推移いたしておりますが、今後どうなるかと相当不安な状態にしております。今後はどうなるか、非常にむずかしいわけですが、見通しもございします。そうなりますと問題は、精製糖業者が高価砂糖を抱えたまま国際糖価が安くなりますと、平均輸入価格等が非常に下がりまして安くしか売れないことになる、そこで赤字がさらにかさむという大問題がございします。これはたまたま現在来年の三月まで期限がございします。特例法がございします、その乱売競争ということもなく一応の国内の砂糖の価格が維持されておりますので、大きな赤字としてまだ精製糖業者を圧迫しておりますが、これが来年三月に期限が参りましてその後何もなくなるという事になれば、非常に問題が出てくるのではなからうというふうに心配されております。一方、価格がもし将来上がるなりと、おっしゃるとおり、現在持っております事業団の安定資金もこれは恐らく一瞬のうちになくなってしまうということになるわけがございします。

したがって、国際糖価の今後は、暴騰するか暴落するか、横ばいでいくのかということが今後の砂糖問題を大きく左右するわけがございします。何がともかく、われわれといたしましては、事業団が与えられております使命といたしましては、それを完全に果たすために、国内産業者並びに精製糖業者等の御協力を得まして秩序ある生産をしていただく。その中において私どもが国内の砂糖の価格安定のための使命を果たしたいというふうに実は考えておるわけがございします。

○中野明君 どうも御苦労さんです。

段々お話をしましたが、私も、行革がいま叫ばれて、当然今後も、特殊法人の整理統合あるいは民間移管とかいろいろ問題がこれから出てくるわけですが、先ほど来御議論に参っております今回のこの蚕糸事業団と糖価安定事業団の合併により、やはりそれなりのメリットがあるから合併すると思ひますが、しかし、今後一つのものになつて運営をしていく上において、デメリットをやはり真剣に考えないでこの統合というのは成功しないと思ひますので、この両方の理事長さんから率直に、デメリットはどうお考えになつておられるか、それさえはつきりすればそれをみんなて努力してカバーしていくことになるんじゃないかと思ひます。その点を松元参考人と岡安参考人にお話を聞きたいと思ひます。

○参考人(松元威雄君) ちよつと私——統合によるデメリットがございしますか。マイナスの方ではございしますね。

新事業団は、この法案によりまして両方の事業団が従来行つてまいりました業務を引き継ぐと、しかも勘定を分けてそれぞれの業務がちゃんと行えるようにするという事になつておられるわけがございしますから、適確にして、しかも統合した以上はそれが効率的に実施されるようにしなさいならぬというふうに考えるわけがございします。したがって、デメリットとしては直接考えられないわけがございしますが、過渡的に申しますと、やはり不安感を持つ、関係業界でも果たして大丈夫かなとも、先ほどございしましたが、不安感を持つので、それがデメリットかもしれないが、それはよく話せばわかることとございします。特にこの法案の内容を十分理解し、さらにこの審議の過程を通じてましてそのことが明らかになれば、不安はおのずからなくなると思ひます。そういう点から、そういうデメリットはまずないのではないかと考えております。それよりむしろ適確にするということ、しかも効率的にするというメリットを生かしていかなきやならぬというふうに考えるわけがございします。

○参考人(岡安誠君) いま松元参考人お話しのとおりでございまして、両事業団の機能等につきま

してはそのまま引き継がれるわけがございします。問題は、問題はないと思ひますが、問題は、やはり統合することによりまして混乱が起きるということになれば、これはまあ唯一のまた最大のデメリットであらうというふうに考えるわけがございします。

したがって、私もそういう混乱が起きないよう、これはやっぱり、いま松元参考人からもお話がありましたように、もちろん職員等の不安が大きいならば、それは問題は混乱等が起きてくというふうな思ひますので、そういうことがないよう、ひつと努力をいたしたいというふうに思ひます。

○中野明君 一番いいのは現状のままが一番いいんだらうと思ひますが、先ほど意見陳述の中で、あつたやむを得ずというように私受けとれまして、しかし、こうなつた以上は所期の目的を達成していただく必要がございします。そういう意味で、いま私申し上げているのは、やはりマイナス面というものを自覚して初めてこれがカバーできると、こういうふうな思ひますのでお尋ねをしたわけがございします。素人なりにちよつと考えましても、全然内容の違うのが一緒になつて、中々一つの事業団になつたとしても、いつまでも派閥のような感じでも、人的交流の上におきましてもいつまでもいつまでもしこりが残るというふうな事になつてもこれ困りますので、その辺はどなたが理事長に今度なられるか知りませんが、その方の指導力、統率力というものが問題になつてくるんじゃないか、どうか、こういうふうな思ひます。そういう点で、ぜひ労使本間にこまでも来た以上はデメリットというのをよく研究なさつて、そして所期の目的を達成していただきたい、このことを要望したいわけがございします。

それから次の問題ですが、蚕糸事業団に、いま北委員からも話がありましたが、現在の在庫は、

この三月とおつしやつていまして、私も当初お聞きしておつたのは十四万五千というふう聞いておりましたが、まだそれからふえたようございまして、実際に十四万八千ですか、現在。そして、その内訳はどうなつておられるんですか、国内産と輸入品と。

○参考人(松元威雄君) この三月末で約十四万八千俵でございまして、そのうち国内産が約四万俵、それから外国産生糸が約十万八千俵でございします。

○中野明君 まだふえる見通しがあるんですか。

○参考人(松元威雄君) この三月末と申しますのは、私どもの五十五事業年度末であるわけがございします。そこで、御案内のとおり、事業年度ごとに買い入れ枠は三万俵という枠がございします。したがって、今年の四月からは新しい事業年度に入りますから、いわば三万俵の枠を使つて持ち込むということがあるわけがございします。現に、現在も少しずつ持ち込まれつつあるわけがございします。ただし、今後これがどうなるかは、五十六年度の需要は一体どう見込まれるか、それから生産がどうなるか、それから、これから締結されるであろう二国間協定等で輸入がどう調整されるか、その結果によるわけがございします。買い入れ枠といたしますと三万でございしますから、ふえる可能性はあるわけがございします。

○中野明君 それで、いまもお話がありましたように、こんなにいいつまでも抱えておつていんだらうかと、率直に私どもも心配をするわけですが、処理の見通し、これは非常にむずかしい問題なんです。一点は、限界は一体何万俵が限界と思つておられるのか、それから、処理する見通しはどういうふうにお考えになつておられるのか。

○参考人(松元威雄君) 機械的にどこまでが限界だということは一律に言ひたいわけがございします。しかし、通常化したとしましては、国内生産量の

半分を超える量でございますから、どう見てもこれは多過ぎる。したがって、これは早急に処分をしなければならぬというふうに考えるわけでございますが、問題は処理の方法いかんでございます。ただ単純に売ればいいというわけではございませんで、また現在の法律下でございますとこれはたとえば基準価を下回ってはいけませんという規定もございまして、いわば売れないわけでございます。それからまた、仮にその点を何とか手当ていたしましたとして保護いたしますと価を下げるという結果になりますから、ただ出せばいいというものではないのでございまして、そこで、やはり出せるような環境条件をつくっていかなくばならぬというふうに考えるわけでございまして、それには需要、それから輸入、それから国内生産、三者が相関連いたしますから、それらについての政府の施策が総合的に展開されて、そのもとで在庫は、恐らく数年かかると思いますが、処理されていくようなふうにしていかなければならぬというふうに考えるわけでございまして、

○中野明君 それでは、輸入の一元化という問題で、最近いろいろ各方面から言われておるようで、私も輸入の一元化ということは当然やむを得ぬ処置と思っておりますが、やはりこれにもメリットとデメリットがあるんじゃないかと、こう思います。巷間、一元化したことによって生糸以外の絹製品の輸入がふえたとか、世界の生糸の生産が過剰になったとか、こういうようなことを言われておりますが、その点はどうお感じになっておりますか。

○参考人(松元威雄君) 中間安定制度を維持するためには、これはもう当然一元輸入制度は必要でございます。ただし、御指摘のように、生糸をいわばコントロールいたしますとそれにかわるものがふえてくる、これは事実でございます。これは四十九年から一元輸入を奨励したわけでございますが、まずふえたのは絹糸でございます。それまではほとんどゼロでございましたが、絹糸のかっこうで入ってまいった。これをまた輸入買

易管理令でいわば調整をいたしますと、今度は織物で入ってくるというふうでございまして、これにつきましても貿易管理をいろいろ活用いたしまして、事前確認でございますとか承認ということを利用して、いるわけでございまして、やはりなかなか規制が完全にいきませんで、いわば網の目をくぐることに入ってくるというものでございまして、どのように有効に生糸以外のものを調整するかがやっぱり課題であろうと思っておりますが、何と申ししても、実は世界的に供給が現在過剰でございます。世界の生産量の半分程度は日本が需要でございますが、その他も過剰でございます。その中から、そういう情勢の中でいかにして日本の蚕糸業を維持し、しかも事業団の在庫を処理するかというむずかしい課題に取り組んでいかなければならぬ、そういう情勢にございまして、

○中野明君 確かにございまして、そういうときだけに、合併することによって仕事の意欲が損われないようにしたいというところで、いろいろお尋ねをしていくわけでございまして、続いて芝田参考人にお尋ねいたします。先ほどお話しになっておりました、労働組合の結成が大変おくれたという、最近にたというふうなお話なんです、それと一緒に、そのおくれた理由は何があったんでしようかというところ、一般職員が百二十七名になっておりますが、労働組合員は現在何名でございまして、その二点。

○参考人(芝田顯君) お答えいたします。私も労働組合、実は三月三十一日に結成したばかりでございますが、おくれた理由と申しますのは、実は昭和四十八年から一応労働組合にかわるものとして職員協議会という任意団体をつくっておったわけでございまして、それには一部管理職員も含めた団体でございしたものでございまして、こういう統合に当たりまして、いろいろ労働条件等の改善ということからすれば今後労働組合としたはつきりした形にすべきではなからうかというところで労働組合結成の準備に入ったわけで

ございましてけれども、私どもの方では全国十六カ所ですか、事業所を持っております、職員が散らばっている関係がございまして、その意思統一をなかなか図れなかったというのが現状でございます。やっと思案統一を図って結成にたどりつたというところでございまして、

それから、いま先生御指摘の百二十七名という数字でございますけれども、これは蚕糸事業団と統合した場合の数字が百二十七名になるのではないかと申します。現在糖価安定事業団の職員は九十三名でございます。そのうち現在までの組合員の員数は五十四名でございます。

○中野明君 ありがとうございます。それでは、天下りのことで先ほど来お話が出ておりましたが、阿理事長にお尋ねをしますが、理事長は大臣の任命というのですか、そういう人事になつておるようですが、それ以外の役員は理事長さんが推薦をしておることになっておりまして、特殊法人が非常にいろいろと非難を受けている一つに、やはり天下り人事がその理由の一つに挙げられてるんじゃないだろうかというふうな気がするわけでございまして、それで、今後役員を推薦されるに当たって、やはりいままでどおり役所の人を天下りに引張ってこられるという考え方、これは基本的にそうせなければならぬというふうな何かあるんですか。その辺どうなんでしょう。

○参考人(松元威雄君) これ現状を申し上げます。蚕糸事業団の場合は理事長を含めて役員六名でございまして、そのうちいわゆる天下りは三名、いわば半分でございます。残り三名のうちお二人は民間の出身の方、それからまたもう一人は、元農林でございした方が、事業団に長くおりました、そういう意味では職員からの出身者というものでございまして、私もこれは職員の出身者というように理解いたしております。したがって、政府全体といたしまして、政府全体の場合作は特殊法人役員任命方針としていま天下り半分でございまして、一応その基準に合っているわけでございまして、やはりそういうことをにらみ合

わせながらいわば役員任命の推薦をしていくのだというふうに考えております。

○参考人(岡安誠君) いまお話しした天下りというのは、もし役所から直接事業団に役員として来る者も、それ以外にも、たとえば役所から職員として事業団に来まして、それが役員になるのも天下りであるというお話であるならば、これは天下りなしでいろいろ役員を確保するのは非常にむずかしいんじゃないかと私は実は考えておるわけでございまして。と申しますのは、新しい事業団は私も直接関係するわけじゃございませんが、いままでの人事をやるときに考えまして、いまのお話だと純粹に現在会社にいる方、もうやめてOBの方は非常に年齢が大きいからだめだけれども、現職のばりばりの民間で働いている方を役員なり職員に持ってこなければこれが天下りではないということになりますと、これは全く確保が困難になるわけでございまして、

と申しますのは、私も昭和四十年に事業団ができました、従来役所でやっていなかった仕事を始めたものでございまして、急に知識がないわけでございまして、もちろん人をいろいろ集めるわけでございまして、役所からもいろいろ出向その他で来ていただきました、それから純粹の民間から、これは非常に若い方でまたま奇跡にも砂糖事業団ができるので入りたいという方も少おりました。それ以外には、民間の方にお願いをいたしました出向していただいたわけでございまして、月給は安いのですが、差額は会社で持っていました。ただとていうようなことで出向していただきましていろいろ教えていただいたわけで、だんだん年齢がたちますと大体私もわかってまいりましたので、最高十六人ぐらいの民間からの出向者がおりましたけれども、現在はゼロになりました。と申しますのは、事業団自身でも新しく人を雇い入れまして、そういう方たちがそれぞれ経験を積みましてそれぞれのポストを占めるということにもなりますので、民間からお願いをして出向していただくこともなくなつたので、いままでの

お札を申し上げて、出向していただかないように最近なつたわけでございます。

したがって、やはり事業団それぞれ経緯がございまして、相当長い年月を経た事業団では、全く新しく大学を出まして特殊法人である事業団に入りまして、それらの人がそれぞれ役職につくというケースが出ておるところもございまして、けれども、また私も長いようでまだ短い十五年ぐらゐの年限では、なかなかいゆる純粋民間出身者が事業団の主要ポストを占めるといふにはもう少し時間がかかるのではなからうかというふうに実は考えておるわけでございます。

○中野明君 私は天下りの人が百人が百人云々というところじやなしに、やはりその人の素質にもよると思ひますけれども、とにかく俗に言われる渡り鳥とかあるいは役員の大半を占めていてとか、そういうことで結局特殊法人そのものの持つてゐる役員、これは必要があるからつくつたんでしょうけれども、天下りのためにそのやり玉に上がつて、そして妙なものというようならえ方をされてゐるといふ面もあるんじゃないだろうか、そういう気もしないでもございせんので、今後、先ほどの労働組合の二人の委員長さんもおっしゃつておりましたように、やはり中でまじめに働いてゐる人がどんどん昇格していきけるというんですか、そういう道はやはり十分に残しておかれることが事業運営の一番大切なところじやなからうか、こういう感じがしますので、その点を十分考慮されて、将来お二方そのまゝ理事長さんになられるかどうか私もいまわかりませんけれども、そういう点を含んで人事について厳正にお願いをしたい、このように思ひます。

それでは最後に一点だけお尋ねしますが、先ほど坂倉委員もおっしゃつておりましたが、私自身も異性化糖というものの進出ということについては非常に興味を持っております。それで、これを含めまして、非常にむずかしい問題でしようけれども、砂糖の需給の見通し、異性化糖を含めての見通しと価格の動向について、理事長としてお考

え、見通しを持っておられたらお話しをいただきたい。

○参考人(岡安誠君) まず、需給問題でございすが、これは非常にむずかしい事態にきております。一般的には、まず甘味離れというのがございします。これは砂糖だけではございせんので、異性化糖を含めまして甘味料全体に對します需要がございする減つてきております。将来も、人口増を考へましても絶対量としてふえる可能性が少ないのではないかとこのことを心配するぐらいでございします。その中におきまして、そういう大きくならないパイの中で、一つは国内産の砂糖がふえてきております。先ほど申し上げましたとおり、ビートは有史以来の大豊作でございまして、この勢いは、今後のやはり米からの転作等も含めてある程度続くのではあるまいかというふうに思ひます。それから鹿児島県及び沖縄県の甘蔗糖も、従来は気候等が不安定でございしたけれども、それらの障害さえなくなればなお増産の傾向に向かつていくのではなからうかというふうに考えます。

また、異性化糖でございすが、最近五五%の果糖を含むような高品質の異性化糖がたくさん出てまいりまして、甘味料全体で一五%を超えるようなシニアになってまいっております。もちろんこれはトウモロコシを原料にするものが多いのでございします。外国のトウモロコシの値段等が直接に關係いたしますけれども、やはり比較的に砂糖よりも安い価格で供給ができてゐることとございします。

そこで、将来さらにこれがふえるのではあるまいかというところを考えると、砂糖、特に輸入糖を原料としたしまして精製糖を供給してゐる業者、いわゆる精製糖業者の将来は非常にむずかしい問題になっております。特に現状におきましては、設備が非常に過剰であるということも一面抱えてゐるわけでございします。したがって、将来いふんなことを計算いたしましてなかなか需要はふえない中で、現在の過剰施設をどういうふうに抱え

ていくかということ、非常に頭が痛い問題でございします。何とかしてやはりこの施設の、設備の過剰状態は処理をしなければ将来の見通しとして明るいものはないというふうに言われておりますし、私もそうではなからうかというふうに考えております。しかし、そういう問題も、先般ここで御審議いただいた期限が延長になりました特例法の期間、その期間内にできれば設備の合理化が図られればよろしいというふうに思つていたのでございしますが、来年三月期限が参りますけれども、それまでにこの過剰設備が処理できるということとはなかなか見通しとして困難ではあるまいかというふうに考えております。しかし、いづれこれは解決しなければならぬ問題というふうに思ひます。

それから価格でございすが、おかげさまで糖安法とそれから特例法を合わせた制度によりまして、国外の糖価が非常に乱高下はしておりますが、国内の糖価は余り上昇、暴落もなく経過いたしております。しかし問題は、先ほど申し上げましたように、異性化糖という強力な競争者が出てまいりましたので、砂糖業界といたしまして、またそれは精製糖のみならず国産糖の生産者である農民を含めた国産糖業者が、やはり生産の合理化を図らなければ問題は残るのではあるまいかというふうに思つております。現在、幸いにいたしまして砂糖の生産に従事しております農民並びに国産糖業者はそうむずかしい状況にはないようございしますが、この機会にさらに合理化には努力をして、将来訪れるかもしれない困難な事態に対処できるように力をつけるべきではなからうかというふうに考えておるわけでございします。

もう一つは、やはり農林水産省を初めとした指導に当たられる方々は、砂糖とか異性化糖とかいふばらばらではなくて、甘味料全体というものを考えて今後御指導いただいたらというふうに考えている次第でございします。

○中野明君 どうもありがとうございます。○下田京子君 参考人の皆さん、御苦労さまでございします。

大変恐縮でございすが、時間が限られておりますので、幾つかにわたつてお尋ねしますが、できるだけ簡単にひとつお願いできればということをお願い申し上げておきたいと思ひます。

私は、さつき両理事長からも、最大のデメリツトと言つたら何だという御質問があつた際に、それは業界、職員等に大きな不安や混乱を与える、そういうおそれがやっぱり問題だという御指摘がありましたので、特に雇用と労働条件問題について限つてお尋ねしたいと思ひます。

最初に、羽田参考人と芝田参考人、お二人になんですけれども、きょうの皆さんの陳述を聞いておりましたので、すでに衆議院等でもいろいろと審議がされて、審議の最終に当たりまして衆議院の農林水産委員会が附帯決議が出てゐると思ひます。その附帯決議の第二項の中では、一職員の継続雇用を確保するとともに、その給与等の勤務条件については不利益を生ずることのないよう十分に配慮し、円滑な移行に努めること、と、こういうふうに言つてゐるわけなんです。しかし、それでもなおかつ参考人から非常に不安が訴えられたと思ひます。そこで、不利益にならないように、今後の問題は基本的には、私が言うまでもなく労働間でこの問題というのはいはれらるることだと思ひます。そして同時に、今度の法律によつて、四十一條でもって、事業団は役員並びに職員の給与を決める、その際に農林大臣の承認を得ると、また大臣は大蔵大臣と協議するということになってゐますから、そもそもやっぱり皆さんの時点で、労働間で、本当に不安なく、しかも不利益にならないように妥結できるというふうな見通しをお持ちいただけるかどうか、そういう点でもし不安等があればこの際お聞かせいただきたい。

○参考人(羽田有輝君) お答えします。不利益という言葉なんですけれども、非常に何といひますが、いろいろ解釈の仕方があろうと思ひますけれども、私たちがきょう意見陳述しま

という形で、自動昇級という約束になっているはずですよ。そういう違いが一つあるという問題なんです。

それからもう一つの問題は、理事長よく聞いてくださいよ、さっきおたくも指摘しているんです。最大のデメリットはその不安、混乱になるかどうかという点のときに、労使の問題で労働条件の話をしたんですよ、その混乱をつくっているのもその責任者がどこにあるかという私はそうすると、糖価の事業団の物の考え方を改めなければいけないと思うんです。

なぜかといいますと、女子の話で、御承知のように国連婦人の十年の中間年だということで、昨年は七月、コペンハーゲンで、これは婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関するそういう条約というものに日本も署名したわけですよ。そういう点で国内でもいろんな法律をいま整備中でございますけれども、婦人が婦人であるというだけでポストに、仮におたくの考え方でも、そのポストに一名も道を開いていないというのは事実なんです。こういう問題はやっぱりきちっと考えて改善しなきゃいけない。二点の改善があると思うんです。

○参考人(岡安誠君) ひとつ先生に誤解のないように先に申し上げておきますけれども、たまたま私どもの女子職員の中から三等級が出ていないというところはございますけれども、女子職員だから三等級にしていけないという方針は今まで私どもにはなかったことを申し上げておきます。

それからもう一つ、先生は何か自動昇級とおっしゃいましたけれども、自動昇級のことだと思えますけれども、自動的に職員が年限が来たら昇格をするというふうな現在の給与体系はなっていないというふうな私どもは考えているわけでございます。と申しますのは、一等級というのは、御承知のとおり、これは部長とか事務所長とか部長相当の調査役というのは一等級に格付けするということになっておりますし、二等級は課長とか課長補佐相当の調査役とか事務所の次長というのがあるし、問題の三等級は出張所長とか補佐になるというふうになっているわけでございます。したがって、自動的に年限が来たらみな三等級だらけになるというわけにもまいらないというのが現在の給与の体系なんです。

そこで、私どもはもうそろそろこういうことは、なるべくポストをふやすことによって解決をするというふうなことを努力をしなければならぬというふうな思っておりますけれども、私どもは、その決まったポストに昇進する場合には、やはり有資格者の中から優先順位で残念ながら選ばざるを得ないということで、結果的にいままでも女子職員が出てこなかったわけでございます。もちろん、今後ともそういう資格のある職員が出来ますれば、私どもは喜んでと申しますか、三等級その他への昇格は考えていくべきであるというふうな考えております。

○下田京子君 一言言って終わりたいと思います。理事長がおっしゃるのは、さっきの話じゃありませんけれども、いろいろそういう体系の話は御説明されるまでもなく私も一応知っているわけですよ。しかし、そこに一人もいないというのは事実なんです。ですから、逆に言えば、いまのお話を逆に私は聞かせていただくと、女子職員にそういう能力を持っているのは一人もいないよという形に聞こえるんですよ。それはより積極的に仕事の中心においても登用の道を開くべきだということとが、あらゆる形の差別撤廃、その女子職員の能力を引き出していく上で、理事長としての責任にもかかわる、自分にふりかかってくる問題なんです。育てていないということになるんです。そこを指摘しておきたいと思えます。

○喜屋武眞榮君 私、法案審議の参考にさせていただきます。こういう立場から、皆さんのおっしゃったことに対して幾つかの質問をいたしたいと思いますので、よろしく願います。まず私は、基本的には組織の解散、統合というものは常に発展的解消でなければいけないと、後退のための解散とか統合はあってはいけないのではないかと、こう思うんです。ところで、先ほど大臣の法案説明の中には、両事業団がやってきた業務をそのまま引き継ぎ行くと、こう明記されておるんですね。そうしますと、この機構の合併と、また人減らしの面から見まして、そこで当然労働条件の問題が浮かんできるところであります。組合側から両組合代表が述べられたのも、労働条件にしろ寄せがないか、不安がないか、こういうことでございしますが、重ねて両事業団理事長の松元参考人、岡安参考人にその一点をお聞きしたい。

それから次に、組合側のお二人に、済みませんがまとめて質問しますからメモをお願いします。両組合代表から述べられたことの一、労働条件の非常に不安を持っておられるが、これに対して私、発展的解消でなければいけないと言いましたのは、主体的に、いわゆる皆さん方側から統合することによってその目的が達成するんだという主體的な受けとめ方と、もう一つの側面は、いわゆる政府の政策の行政改革という大きなあたりを食らって、あおりを受けてやむなく統合しなければいけないという、こういう二つの立場があると思ふんですが、それはどちらでしようか、どう受けとめておられるかということが第二点。

次に、より効率的運用ということがお二人から述べられました。より効率的運用ということはどういうことを考えていらっしゃるのか。

次に、生産者の立場から、この組織の統合によって、デメリットと申しますか、マイナスになる点はないだろうかという点、それが一つ。

それから最後に、岡安参考人のおっしゃった中で、農産所得の安定、国内自給向上、この二つの面から、統合することによってそれが十分期待できると、そう信じておられるかどうか。

それから芝田参考人。真つ先に職員は不安を感じておるといふことをおっしゃったが、その職員の不安というのはいくつどういう不安が最も大きいのであるか。

以上お尋ねしまして、次の法案審議の参考にいたしたいと思います。よろしく願います。

○参考人(松元威雄君) いろいろございまして、あるいは私が問題を取り違えましたらお許しただきたいのでございしますが、まず、基本的には今回の統合は、現在の重要政策課題であります行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を進めるといふ観点から行なうものでございまして、提案理由もそうなっているわけでございますので、私どももそう理解いたしているわけでございます。

そこで、従前の両事業団の業務はそのまま引き継ぐと、人員も役員は別でございしますが、人員も引き継ぐと。労働条件につきましては、至事業団の場合には、先ほど来ございしたように、今後労使間の合意で変更のない限りいまの条件を引き継ぐというふうないたしておられますのでございします。したがって、統合したからといって特に労働過重になるという問題はないと考えているわけでございます。

問題は、一つは、従来の業務を引き継ぐと、それをどうすればより適確、効率的に運営できるかという問題が一つ。それからもう一つは、それと裏腹でございしますが、デメリットは出ないかという問題だろうと思ふわけでございますが、従前の業務は引き継ぎますが、少なくとも役員につきましては従来より少ない人数で担当するわけでございます。それから共通管理部門も合理化するわけでございます。さらに、これは長期的に見るわけでございますが、長い目で見ますれば、やはりその両者の類似性に着目をして、組織

運用を有効に活用して効率的運営が期待できるわけでございますから、そういうふうな運営にいかんきやならぬと思うわけでございますし、逆にデメリットとしますと、まあ関係業界もいざ心配する、不安がある。あるいはまた、先ほど来ございまして、職員が不安を持つ。これにつきましましては、この法案の内容を十分理解すればそういうことはいはないと思ひますので、私ももうそういう理解をされる努力を続けるわけでございまして、それから特に職員につきましては、労働条件等についていろいろ不安があることにつきまして、今後の交渉の問題もございまして、少なくとも現状では、今後労使間で合意しない限り現在の条件を承継するという確認をいたしておりますから、そういう不安もないのではないかと思ひてゐるわけでございまして、より一層この統合の意義というものは、あるいはデメリットのないよう努力をしていかなきゃならぬというふうに考えてゐるわけでございまして。

○参考人(岡安誠君) まず、統合に際しましていろいろ問題がある中で、労働条件の問題等についてどういうふうに考えるかという御質問が第一点だと思ひますが、私も、従来の糖価安定事業団の労働条件がすべて養蚕と比べて悪いとは思ひておりませんが、しかし、差があることも事実でございます。やはり将来同一職場に働く職員の方々の感情としては、当然労働条件というものは同じでなければならぬと考えるのはこれはもう普通でございます。そこで私も、将来のことは将来のこととしたしまして、十月までの期間におきまして労働組合とも話し合ひをいたしまして、そういう労働条件の同一化の方向で、できることはできるだけ話し合ひのうちに努力をして決めていきたいというふうに思ひております。そういうことによりまして、できるだけ職員の間の不安はなくしていきなさいというふうに考えております。

それから二つ目の、この統合によって生産農民に対してデメリットを与えることはないかということでございますが、私も、先ほど申し上げましたとおり、この統合によりまして糖価安定制度の制度そのもの、並びに機能そのものは変わっておりませんので、生産農民の方々にそういう不利を与えることはないというふうに思ひております。

さらに、先ほど申し上げましたとおり、ただし、この統合によりまして職員の不安感が増大するということによりまして、この機構を動かす職員が十分に働かないような場合にはデメリットが生ずるわけでございまして、そういうことのないようにこれはぜひしていきたいというふうに思ひております。

それから三番目に、この統合を契機として今後の農業所得の安定並びに国内の砂糖の自給度は向上するのにかという御質問でございます。この統合には直接関係はないと思ひますけれども、私も最近の趨勢を見ますと、ビートも、それから甘蔗、サトウキビの方も、サトウキビの方は、残念ながら天候の不安等がございまして余り實際問題として生産の量は上がっておりませんけれども、今後ともビートもサトウキビも生産性がさらに向上する気配は濃厚であるし、現にビートの方は着実にその成果を上げてゐるわけでございまして、甘蔗糖の方も、恐らくは従来にも増して自給率が向上してくるものと思ひます。農水省の現在予定しております昭和六十五年の需給目標というものも案外早い機会に到達されるんではあるまいかというふうに樂觀的にも見てゐるわけでございます。

○参考人(芝田顯君) お答えいたします。職員の方々の不安についてお尋ねでございますが、まず第一点といたしまして、私も労働組合ができて間もないこととございまして、継続雇用の問題その他、労働条件の問題についていまだに理事者と確約というふうなことで至っておりません。したがって、まず継続雇用ということに対する不安が第一点でございます。

それから、先ほどから話に出ておりますが、このたびの統合においてデメリットは当面ない、しかし長期的に見ればデメリットが生じてくるというふうな話がございますが、私たち職員の立場から見ますと、この長期的なデメリットということが、将来において効率的運営とか、そういうような名のもとに機構の縮小、それからひいては人員の削減につながっていくのではないかと不安を持っております。

それから第三点といたしましては、労働条件が、格差の非常に違つた者が同一職場で働くということについて、果たして新事業団で業務を遂行していく上で支障がないかどうか。もし支障があるとするならば、やはり生産者を初め業界に対して御迷惑をかけるようなことにつながるのではないかとこの点で労働条件の改善を訴えてゐるわけでございまして。

この三点が現在の大きな不安でございます。○委員長(井上吉夫君) 以上をもちまして参考人の方々に對する質疑を終わります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。本日は、皆様には、御多忙にもかかわらず、当委員会に御出席をいただき、大変貴重な御意見を述べていただきましたことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十五分散会

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、食糧制度改悪反対等に関する請願(第二〇五三三)(第二二二四号)
- 一、木材関連産業の不況対策に関する請願(第二二九三三)
- 一、食糧制度改悪反対等に関する請願(第二二六五五)
- 一、畜産経営危機打開に関する請願(第二二七九号)
- 一、食糧制度改悪反対等に関する請願(第二三三四号)

一、食糧制度堅持等に関する請願(第二三六七号)

第二〇五三三 昭和五十六年三月三十日受理
食糧制度改悪反対等に関する請願
請願者 長野市南町長野県農業団体労働組合連合内 堀込雄外百三十名

紹介議員 村沢 牧君

- 一、食糧をめぐる不安が高まっている折、食糧法の改悪をやめること。
- 二、食糧制度を拡充強化し、主要穀類を管理品目に組み入れること。
- 三、農畜産物の輸入政策をやめ自給率向上を基本に、農業基本政策を確立すること。
- 四、飼料米を転作対象作物に指定すると同時に、政府は飼料米品種の改良、普及に積極的な対策を講ずること。

理由

昨年の冷害は農作物に史上最高の被害を及ぼし、農家経済や地域経済に甚大な影響を与えたばかりか、米過剰といわれるなかで、五十五年産米の不足という事態を発生させた。この異常気象は、世界各地を襲い、穀物需給は国際的に緊張を続けている。日本の穀物自給率は三十三パーセントでしかなく、世界第一位の穀物輸入国であるため石油ショックと同様穀物ショックが起こればたいへんな事態を招くことは必至である。こうしたときに、政府は食糧法を改正し、米の流通に競争原理を導入しようとしているが、国民の大切な主食の米を財政事情だけで論ずるのはたいへん危険である。むしろこれまで、農業に必要な土地、人、水を減らし続けてきた政策を転換させ、今こそ日本農業を再建し、食糧自給率の向上を図り、国民に安定的供給を行うために食糧制度の拡充強化を図らなければならない。

第二二二四号 昭和五十六年三月三十一日受理
食糧制度改悪反対等に関する請願
請願者 長野市篠ノ井小森一、二九六 田

中和子外二千三百九十名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二〇五三号と同じである。

第二一九三号 昭和五十六年三月三十一日受理

木材関連産業の不況対策に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議

金議長 元浜貢一

紹介議員 木村 睦男君

最近における木材関連産業は、著しい不況に遭遇し、中小企業の倒産などが相次ぎ、深刻な事態に陥つているところである。よつて、不況対策長期低利資金制度の創設や国産材の需要促進など総合的な対策について万全の施策を講ぜられたい。

第二二六五号 昭和五十六年四月一日受理

食糧制度改悪反対等に関する請願

請願者 長野県中野市竹原五〇八 町田一郎 郎外百二十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二〇五三号と同じである。

第二二七九号 昭和五十六年四月一日受理

畜産経営危機打開に関する請願

請願者 群馬県佐波郡玉村町樋越七 関口保太郎外三千六百五十二名

紹介議員 下田 京子君

現在の畜産経営の現状は、飼料の大幅値上げをはじめ、畜産物価格の低迷、外国からの無秩序な輸入拡大などによつて昭和四十九年度のオイルショック当時の危機にまさるとも劣らない厳しい事態に直面している。畜産農家が安心して畜産経営にあたれるよう、次の事項について措置されたい。

一、飼料の値上げから畜産経営を守るために飼料安定基金に対し、国が直ちに財政援助を行うこと。

二、飼料値上げを利用した便乗値上げを抑えるために、飼料製造販売業者に対し、配合内容と原

価公開を実施させること。

三、法改正が進んでいる飼料安定基金については、生産者負担を軽減すること。

四、外国からの無秩序な農畜産物の輸入を規制すること。

五、畜産物政府指示価格の大幅引上げと生産費を償う価格保障制度を実現すること。

六、飼料の輸入に際しては、国が一元管理を行い、価格の安定を図ること。

七、米作減反に対し、真に転作が可能となる条件整備の一環として、また、飼料価格の安定と自給飼料増産の生産基盤の確立を図るため青刈稲の一層の普及と飼料米を転作物に加え、試験研究のための予算措置を講ずること。

八、畜産農家の購買未払金に対し、経営を守るために、利子補給を行うこと。

九、長期、低利の緊急融資を行うこと。

十、近代化資金、制度融資など、既借入金に対する償還期間の緩和とその間の利子補給を行うこと。

十一、簡易施設を含めて、ふん尿処理施設、無公害施設の確立のため試験研究費、補助事業の枠の拡大と補助率の大幅引上げのための予算措置を講ずること。

十二、自給飼料増産のため、国有林の解放を行うこと。

十三、酪農をはじめとする生産調整については、配分の不公平を是正し、不利益を受けた生産者の救済措置を講ずること。

第二三三四号 昭和五十六年四月二日受理

食糧制度改悪反対等に関する請願(二通)

請願者 長野県上田市越戸一二一ノ四 若林寛吾外三百四十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二〇五三号と同じである。

第二三六七号 昭和五十六年四月二日受理

食糧制度堅持等に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会 議長 八巻一夫 紹介議員 村田 秀三君

食糧法改正にあつては、農家の生産と生活の安定・向上を損なうことのないよう、次のとおり措置されたい。

一、日本型食生活の確立、食糧自給力の向上等、食糧・農業政策との整合性を重視すること。

二、米の需給と管理の基本方針については、そのことによつて生産の制限や価格の抑制を行わな

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

議長 八巻一夫

紹介議員 村田 秀三君

食糧法改正にあつては、農家の生産と生活の安定・向上を損なうことのないよう、次のとおり措置されたい。

一、日本型食生活の確立、食糧自給力の向上等、食糧・農業政策との整合性を重視すること。

二、米の需給と管理の基本方針については、そのことによつて生産の制限や価格の抑制を行わな

いこと。

三、不正規流通の防止及び取締体制の確立を図るとともに、集荷・販売業者の許可基準の明確化及び無登録小売の取締対策を明らかにすること。

四、麦の買入れ価格規定については、その生産と流通についての国の対策が明確にされないなかで、価格抑制だけを意図する改定は行われないこと。

五、米生産調整の推進、限度数量の配分・管理等を妨げる集荷事業区域の拡大は行わず、消費拡大・流通改善のための小売、卸の適正化を図ること。

理由

政府は、食糧の安定的確保・供給を通じて、国民の生命を守り、我が国経済の発展を支えてきた食糧管理制度が、法と実態の乖離から、その存続が困難な事態に直面しているとして、今国会にその改正を提案するとともに、併せて運用の改善を図ろうとしている。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十七日)

一、蚕糸砂糖類価格安定事業団法案

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、食糧管理制度充実強化に関する請願(第二四四五号)

一、昭和五十六年度の米価の引上げ等に関する

請願(第二四四六号)

一、畜産経営の安定強化に関する請願(第二四四九号)

一、農業災害補償法の改正に関する請願(第二五一三三号)

一、日ソ漁業交渉の促進等に関する請願(第二五九八号)

一、昭和五十六年度の米価の引上げ等に関する請願(第二六五五号)

一、食糧管理制度充実強化に関する請願(第二六五六号)

一、畜産経営の安定強化に関する請願(第二六五七号)

一、日ソさけ・ます漁業交渉に関する請願(第二七一五号)

一、異常豪雪による農林水産業の被害等に関する請願(第二七一七号)

第二四四五号 昭和五十六年四月三日受理

食糧管理制度充実強化に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野県議会議員 金井秀雅

紹介議員 下条進一郎君

最近における世界的な異常気象の影響により、食糧の国際需給事情は不安定要素を強めており、食糧の安全保障の必要性からも、食糧自給力の維持強化を図ることが農政上の重要な課題となつて

いる。このような情勢のなかで、近時我が国の農業は、激しい輸入攻勢、農畜産物需給の不均衡に伴う農業生産の再編成対策の強化などで誠に厳しい状況下にある。その対応に苦慮している。現在、

国において食糧管理法の改正が検討されていると聞き及んでいるが、食糧管理制度は、我が国食糧政策の基本となるものであり、食糧・農業政策の整合性を考慮して充実強化すべきものである。よ

つて、次の事項を配慮のうえ食糧管理法を改正されたい。

一、生産者米価の算定方式を変更しないこと。

二、不正規流通米の規制及び適正販売体制を強化

すること。
三、備蓄を重視した需給計画を策定すること。

第二四四六号 昭和五十六年四月三日受理

昭和三十六年度の糸価の引上げ等に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 下条進一郎君

蚕糸業の振興を図るため、次の措置を早急に講ぜられたい。

一、繭生産費に見合う繭価と生糸生産費が補償できる糸価とすること。

二、絹需要の増進政策を講ずるとともに、日本蚕糸事業団保有糸の早期解消を図ること。

三、繭糸価格安定法を堅持し、生糸の中間安定買入限度数量のわくを拡大すること。

理由

長野県の養蚕は、農業の基幹作物として農業経営に重要な地位を占めている。しかしながら、今日の蚕糸業を取り巻く諸情勢は、輸入貿易管理令強化による糸価、絹織物等の輸入規制措置等が講ぜられていくにもかかわらず、国内における絹需要の停滞等により糸価が長期間低迷しており、加えて、燃料・肥料などの資材の高騰が続く、蚕糸業界の経営は極めて深刻な状態におかれている。

第二四四九号 昭和五十六年四月三日受理

畜産経営の安定強化に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 下条進一郎君

畜産経営の安定強化を図るため、次の施策を早急に講ぜられたい。

一、バター含有率三十三パーセント以上の調整食用油脂の輸入規制措置を講ずるとともに、昭和五十六年度の牛肉輸入を削減し、更に成牛・豚肉・液卵・ブロイラー等の輸入抑制の行政指導を強化すること。

二、生乳・豚肉・鶏卵・ブロイラー等の需給調整

事業に対する援助と行政指導を強化すること。
三、畜産振興事業団の融資事業を継続するとともに、利子補給事業及び経営指導改善推進事業（仮称）を創設すること。

四、えさ米を水田利用再編対策の転作対象作物に加えるとともに飼料穀物管理制度を確立すること。

理由

畜産は、長野県の重要な基幹作物であり、水田利用再編対策においても転作の主要な作物である。しかしながら、石油事情の悪化と世界的な異常気象の影響による配合飼料等生産諸資材の値上がりや需給不均衡による価格の不安定等により、畜産農家の経営は極めて厳しい状況におかれている。

第二五一三三号 昭和五十六年四月六日受理

農業災害補償法の改正に関する請願

請願者 青森県十和田市滝沢赤伏一ノ二
二 佐々木高幸外五十六名

紹介議員 下田 京子君

農業共済組合に対して、組合員が異議申立てができるよう、農業災害補償法を改正されたい。

理由

昭和五十五年に全国を襲った冷害は、とりわけ青森県に大きな被害を及ぼした。全農作物の被害額九百四十七億円、うち水稲七百五十六億円という膨大な額に上った。大半の農家は、農業共済金だけが唯一の現金収入になったが、十二月下旬に各農家に支払われた共済金は、市町村、個人の実情に反した額しか支払われていないところがある。これは、単位共済組合の査定に対して県連合会が、県連合会の査定に対して農林水産省の修正がそれぞれなされたため、各単位共済組合の申請と大きく掛け離れたものとなり、それが反映された結果である。また、単位共済組合内の矛盾もある。このようななかで、単位共済組合や連合会は、都道府県農業共済保険審査会及び、農林漁業保険審査会に異議申立てができるが、個々の組合員には異議申立ての制度がない。このように組合

員の単位共済組合に対する異議申立ての道を欠いたままでは、法が規定している保障ができない。

第二五九八号 昭和五十六年四月七日受理

日ソ漁業交渉の促進等に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の九一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 塚本育造

紹介議員 郡 祐一君

近くモスクワにおいて開催が予定されている日ソ漁業交渉は、我が国の伝統的北洋さけ・まず漁業の安定的操業を確保するうえからも極めて重大なものである。よつて、次の事項について実現を図られたい。

一、さけ・まず漁業の実績と安全操業の確保を基本として、日ソ漁業交渉の早期妥結を図ること。

二、日ソ漁業協力事業の推進を基調として、友好関係を確立し、さけ・まず漁業の安定的操業を期すること。

第二六五五号 昭和五十六年四月八日受理

昭和五十六年度の糸価の引上げ等に関する請願

請願者 長野県上田市大手一ノ一〇ノ一
一 工藤俊武

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四四六号と同じである。

第二六五六号 昭和五十六年四月八日受理

食糧管理制度充実強化に関する請願

請願者 長野県上田市大手一ノ一〇ノ一
一 工藤俊武

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四四五号と同じである。

第二六五七号 昭和五十六年四月八日受理

畜産経営の安定強化に関する請願

請願者 長野県上田市大手一ノ一〇ノ一
一 工藤俊武

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四四九号と同じである。

第二七一五号 昭和五十六年四月八日受理

日ソさけ・まず漁業交渉に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議長 小林静夫

紹介議員 長谷川 信君

我が国における北洋さけ、まず漁業は、今日の地域社会経済の中で極めて大きな比重を占めているところである。このため、近く交渉がもたれることになつていくさけ、まずに漁業交渉は、新潟県北洋漁業関係者とはもとより、県民すべてがその早期かつ円満な締結を望んでいるところである。よつて、一日も早く交渉をもつとともに、次の事項について特段の配意を強く要望する。

一、北洋さけ、まず漁業が地域関連産業等に与える影響を考慮し、本漁業の安定的確保を図ること。

二、日ソ漁業協力事業を一層充実するとともに、本事業を基調として、今後の日ソ友交関係及び北洋漁業の安定的発展を図ること。

第二七一七号 昭和五十六年四月八日受理

異常豪雪による農林水産業の被害等に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議長 小林静夫

紹介議員 長谷川 信君

一、農産物等の減産防止対策として、新潟県が実施した消雪促進事業などに対し助成措置を講ずること。

二、激甚災害復旧造林の指定等による特別の助成措置とそれに必要な予算の確保を図ること。

三、公庫資金及び林業改善資金の融資わくの確保と貸付条件の緩和を図ること。

理由

新潟県における今冬の降雪は、昭和二十年以来かつてない異常豪雪となり、人的、物的両面に多大の被害を与えたところである。加えて、春耕期を迎えている現在、魚沼全域、上越地域及び中越地域

等の山間部においては、いまだ三メートルを超える積雪であり、農作物等の作付け及びその収穫並びに造林地での折損、倒伏被害等、重大な影響が懸念される場所である。このため、本県においては、関係機関等と緊密な連携をとりながら農作物等の減産防止あるいは復旧造林を図るための対策を講じているところである。